

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜第5号＞

平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成26年3月24日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 平成26年3月24日 月曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後4時50分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第30号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 2 乙第32号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 3 乙第33号議案 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第41号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 乙第42号議案 土地の処分について
- 6 乙第44号議案 訴えの提起について
- 7 乙第48号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第49号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
- 9 乙第50号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
- 10 乙第51号議案 県道の路線の認定及び廃止について
- 11 陳情平成24年第76号、同第77号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第121号、同第127号、同第140号の4、同第158号の2、同第159号、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、

同第200号、同第205号、陳情平成25年第2号、同第7号、同第12号、同第14号、同第16号、同第17号、同第19号、同第34号、同第45号、同第48号、同第50号の4、同第60号、同第69号、同第72号、同第73号、同第84号、同第85号、同第88号、同第95号、同第98号、同第102号の2、同第103号、同第104号の4、同第108号の2、同第122号、同第123号、同第132号、同第133号、同第148号、陳情第12号、第15号、第17号の2、第18号及び第30号

12 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員長	中川京貴君
副委員長	仲宗根悟君
委員	具志堅透君
委員	桑江朝千夫君
委員	浦崎唯昭君
委員	新里米吉君
委員	新垣清涼君
委員	奥平一夫君
委員	金城勉君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境生活部長	當間秀史君
環境整備課長	比嘉榮三郎君

自然保護課長	富永千尋君
県民生活課長	渡真利雅男君
平和・男女共同参画課長	山城貴子さん
土木建築部長	當銘健一郎君
土木整備統括監	末吉幸満君
建築都市統括監	内間直人君
道路街路課長	仲村守君
道路管理課長	嶺井秋夫君
河川課長	徳田勲君
海岸防災課長	上江洲安俊君
港湾課長	村田和博君
都市計画・モノレール課長	伊禮年男君
下水道課長	大城忠君
住宅課長	嘉川陽一君
住宅課住宅管理監	久田武彦君
企業業局長	平良敏昭君

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第30号議案、乙第32号議案、乙第33号議案、乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案、乙第48号議案から乙第51号議案までの計10件、陳情平成24年第76号外52件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境生活部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、乙第30号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 お手元の資料1、議案説明資料（土木環境委員会）により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

乙第30号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が調ったことから、座間味村が処理することとする条例を改正するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例案の概要を説明いたします。

それでは、資料2—1の1ページをごらんください。

件名は、沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例でございます。

沖縄県屋外広告物条例とは、屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うものであります。

2の改正の経緯及び必要性について御説明いたします。

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が調った座間味村が処理することとするための条例改正でございます。

次に、改正案の概要を新旧対照表で御説明いたします。

2ページの第47条をごらんください。

この欄の第1項から第25項は、屋外広告物の許可申請の事務、違反広告物是正に関する事務、簡易除却に係る事務等となっております。具体的には、広告物の申請に対する許可を行ったり、違反広告物の管理者等に対し設置の停止又は除却を命じたり、張り紙や張り札等の違反広告物の除却や、除却した広告物の保管等に関する事務でございます。これらの事務を処理する同表右欄に掲げる南城市、伊江村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、北大東村、伊平屋村、久米島町、竹富町の9市町村に、今回協議の調った座間味村を加えるものでございます。

経過措置に係る附則については省略いたします。

以上で、沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第30号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 資料2-1の2ページにある市町村名が書いてありますが、今、屋外広告物条例を市町村でやるようになったのはこれだけですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 県の条例上に係るものに関しては9市町村になっております。平成25年4月1日から那覇市が中核都市になっておりますので、那覇市も事務を処理している状況です。10市町村で対応している状況になっております。

○新里米吉委員 ほかの市町村はそれは関係ないのか、県にやってもらって自分たちはやらないほうがいいということなのか。これはどういうことですか、これだけたくさん抜けているということは。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的には、市町村に権限を移譲していきたいということで毎年説明会を開催したり、また個別に市町村とヒアリングをしたりということで今やっているところであります。何分、まだ事務の協議が調っていないということで、今回座間味村が調ったということです。

○新里米吉委員 理解できないことは一権限移譲しても事務を処理するのに少し規模が小さくてできないから、しばらく県にやってもらいましょうということではありますが、市段階が大分抜けているものですから、それで聞いています。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 市町村からやはり事務量がふえるとか、職員の配置等でいろいろと不安があるとか、広告物の実態の調査をしなくてはいけないということで、その辺でまだ権限移譲が調っていないということがあります。ただ、その中で、うるま市や読谷村に限っては独自の条例をつくりたいということで動いておりまして、うるま市では平成27年度には条例を策定したいと考えていると聞いております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 渡嘉敷村、座間味村は特別に協議が調った、準備が整ったと。特別な事情があったのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 特別な理由はなくて、ただその中で座間味村に関しては3月5日に国立公園に指定されたということで、景観に関しては特別な思いがあると聞いております。

○嘉陽宗儀委員 それぞれの関係でやはり観光客もふえるだろうから、きちんとしようという意味でやったのかと思って前向きに質疑しましたが、そうではないようですね。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第30号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の2ページをお開きください。

乙第32号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、消費税法等の一部が改正されたことに伴い、港湾施設等の使用料等の額を改めるほか、本部港本部地区において、緑地休憩所のシャワーを設置することに伴い、使用料の徴収根拠を定める必要があるため条例の一部改正するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○村田和博港湾課長 お手元の資料2-2、乙第32号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例で御説明いたします。

1 ページをお開きください。

1 の条例改正の目的について御説明いたします。

今回の条例改正では、2つの目的がございます。

1つ目は、消費税法等の一部が改正され消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、港湾施設等の使用料等の額を改めるものであります。

2つ目は、本部港本部地区の緑地休憩所内に設置されたシャワーの使用料の徴収根拠を定めるものであります。緑地休憩所は公の施設のため、使用料を徴収する場合は地方自治法第225条及び第228条第1項に基づき、沖縄県港湾管理条例にて港湾施設使用料の徴収根拠を定める必要があります。

次に、2のシャワー使用料の算定方法について御説明いたします。

シャワーはコイン式の温水対応で男女それぞれ各10基が設置されます。使用料については、維持管理に係る費用及び県内の類似施設のシャワー料金を参考に1回当たり3分100円と設定しております。

次に、3の施行日について御説明いたします。

港湾法第44条第1項にて「港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少なくとも30日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。」と定められており、公布の日から30日経過する平成26年5月1日を施行日としております。

2ページは本部港本部地区の航空写真であります。

3ページ以降は新旧対照表となっております。改定部分にはアンダーラインが引いてありますので、御確認をお願いします。

以上で、乙第32号議案の沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 消費税率のアップ率、説明資料を見ると一律ではありませんね。消費税率4%が6.3%に、地方消費税率1.0%が1.7%になっていますが、

収入増は幾らになりますか。この料金に消費税を掛けた場合に収入は幾らふえますか。

○村田和博港湾課長 今回の御質疑は資料2—2、1ページの上の改定のところの四角囲みの表だと思います。基本的には一律に5%から8%アップで地方税の内訳を書いているだけでして、施設に応じて変えているわけではありません。基本的に一律5%から8%のアップになっております。

○嘉陽宗儀委員 質疑の趣旨は、消費税率のアップによって県民負担が幾らふえるのかということです。皆さんは推計といいますか、概算といいますか、これは当然1年間でこれだけふえますということがこの場合には出てこないといけないと思っていますので、それを聞いています。

○村田和博港湾課長 今、港湾施設全体の見込みですが、使用利用者数とかそういういったもので変わってきますけれども、今、港湾課で想定している年間の使用料増額としては約640万円。今の利用客数で想定した金額です。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第41号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の3ページをごらんください。

乙第41号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年第1回沖縄県議会乙第52号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

伊良部大橋橋梁整備第8期工事(上部工その10)の契約金額17億4352万5000円

を9795万3840円増額し、18億4147万8840円に変更するものであります。

当該工事は、伊良部大橋における橋梁上部工のP C連続箱桁橋のセグメント製作及び、そのセグメントを935メートル架設する工事であります。

変更内容は、橋桁端部の管路用開口部から桁内への飛来塩分の進入を防ぎ耐久性の向上を図るため、橋台とP C桁及びP C桁と鋼桁の連結部に桁内保護カバーの設置を追加するなど設計の一部変更に伴い契約金額を増額変更するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○仲村守道路街路課長 お手元に配付しております乙第41号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての説明資料、資料2—3で説明をいたします。

1 ページ目をごらんください。

上の図は、伊良部大橋の完成予想図となっております。

下の図は、伊良部大橋を含めた平良下地空港線改良事業の位置図で、右側が伊良部島側となっております。今回、変更対象の工事場所を黄色の丸い囲みで示しております。

2 ページ目をごらんください。

伊良部大橋の1月の進捗状況写真です。

当該工事で行う箱桁架設はP 35橋脚からA 2橋台までの14径間であり、既にP 41橋脚までは架設が終了しております。今後は、順次、伊良部島側のA 2橋台に向けて8径間の架設を進めてまいります。

3 ページ目をごらんください。

左上の黒枠の中には、平良下地島空港線の全体事業概要、中段の図は海中道路を含めた海上部の工事進捗状況図、下段は、今回、改定契約を予定している工事の契約額と請負者等を記載しております。

中段の図で、赤塗りの箇所が、今回、改定契約を予定している工事箇所となっております。

平成25年第1回定例会で議決いただきました伊良部大橋橋梁整備第8期工事（上部工その10）の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するものであります。

4 ページ目をごらんください。

上部工その10の変更内容について御説明いたします。

橋台とP C桁及び鋼桁とP C桁の4カ所の接続部は約40センチメートルから60センチメートルのすき間があります。左上と左中の写真が橋桁のすき間の写

真です。それぞれの接続部の桁の端部には橋に添加される農業用水道管等を通すための開口部が設けられております。左下の写真が橋桁内側からの開口部の写真です。この橋桁端部の開口部から桁の中へ飛来塩分が進入すると橋桁内部に塩害が発生するおそれがあります。このため、飛来塩分の進入を防ぎ、橋桁の耐久性の向上を図るため、橋台とP C桁及び、P C桁と鋼桁の連結部に桁内保護カバーの設置を追加するなど、設計の一部変更が生じたことから請負金額を増額変更するものであります。

右上の写真がP 35橋脚のP C桁と鋼桁の連結部の遠景であります。

右下の写真は、桁内保護カバーのイメージ写真となっております。

この桁内保護カバーの設置など、今回の設計変更により上部工その10の増額は、9795万3840円となっております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第41号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 改めて聞きますが、一般的にはあいているよりも最初から保護カバーをつけたほうがよかったのではないかという印象を持ちますが、当初計画では保護カバーはなくて、今から保護カバーをつけるという理由を述べてください。

○仲村守道路街路課長 飛来塩分の侵入による橋桁への塩害の懸念については、類似の橋梁等からも気にしてはいましたけれども、当初の計画には入っておりませんでした。一方、昨年改装されました伊良部大橋の主航路部の設計施工の検討委員会一先生方を招いた委員会ですが、そこにおいて保護カバーをすべきだという指摘がありまして、対策方法として設置及び構造について意見をいただき今回追加したものでございます。

○新里米吉委員 素人目ながら図を見ても保護カバーがあったほうがよさそうだと思います。すき間があるものよりはこれのほうがよさそうだと最初から感じますので、それで質疑をしました。

それから現時点における進捗率—8期工事で大体橋は終わるわけですね、8期工事が終わったときの進捗率を教えてください。

○仲村守道路街路課長 平成25年度、今年度末で全体で94.3%の進捗率になる予定です。さらに、今回変更しますその10の工事が終わりますと、平成26年度予算の5億円分が終了しますので、約96%完了する予定になります。

○新里米吉委員 次年度で96%ですね。

○仲村守道路街路課長 今年度末は94.3%です。

○新里米吉委員 次年度で96%ということですね。

○仲村守道路街路課長 次年度は100%になります。

○新里米吉委員 次年度で100%だから、先ほど言った私の質疑に対しては96%ということによいですね。

○仲村守道路街路課長 そのとおりでございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 直接関係はないのですが、たびたび変更がありますよね。当初予算からかなり事業費が膨れているかと思いますが、今の時点でどのくらいの事業費が増加していますか。

○仲村守道路街路課長 現在、395億円になっております。

○奥平一夫委員 当初と比べてどうですか。

○仲村守道路街路課長 当初は380億円でした。これは増額の要素としましては、御承知のとおり主航路部の架設が一度延期した分等々がございます。

○奥平一夫委員 それから、この事業が完成をするのは厳密に言っている

を予定しておりますか。

○仲村守道路街路課長 開通でお答えしますと、来年1月に開通します。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今回の追加工事で何回目になりますか。

○仲村守道路街路課長 この工事は最初の変更でございます。伊良部大橋の橋梁整備工事ではこれまでに議会議決を必要とする工事は12件発注しております。今回を含めまして20回の変更の議案を上程しております。

○嘉陽宗儀委員 これで終わりになりますか。

○仲村守道路街路課長 大変申しわけございません、もう少し上程させていただくことになると思います。

○嘉陽宗儀委員 現場を見たときにも言ったけれども、この種のものは自然条件もいろいろあって当初の予定よりは狂うことは当然私もエンジニアとして理解できますが、やはりあのようなところに橋をかけることは技術的には大変なことですよ。それであったにしても最新鋭の技術、科学力を導入して何度も同じ追加工事するようなことはしないほうがいいと思います。材料の使い方についてもさびるものは使わないようにするほうがいいとか、例えば、酸化作用したらまたさびたからまた工事しますと。これは、要するに、金を食う橋になりかねません。少なくとも現在の科学技術を動員してやらないと今後も出てくると思いますので、あと何回くらい考えられますかと聞いています。

○仲村守道路街路課長 御理解賜りたいと思います。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもの工事は、当然、嘉陽委員のおっしゃるように最新の試験と我々の技術で発注をさせていただきます。ただ、どうしても自然条件、あるいは現場の条件で変更をせざるを得ないときがあることも御理解いただきたいと思います。あと1点ですが、私どもは議会で承認していただいておりますので、その都度、その都度、変更しなくては前に進めないという

こともございます。ある程度精算してやることもございますけれども、今は基本的にはできる限り議会に承認を諮らせていただいて工事をやるのが前提ですので、極力精算変更のようなことはやりたくないと思っています。ただ、今回の工事、この工事は来年になりますが、最後に精算的なものはどうしても出てくる可能性はありますので、御理解いただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 今回の工事は、工期としてはどのようになっていますか。

○仲村守道路街路課長 上部工その10の工期は平成25年3月1日から平成26年10月31日までの工期です。

○新垣清涼委員 そうしますと、ことしの4月を超えますよね。その場合に、消費税率が変わってきますが、この消費税率はその後に必要な部品というか、材料に対して加味されていますか。

○仲村守道路街路課長 既に当初契約の場合については5%、今回変更増額します分からは8%になります。

○新垣清涼委員 結局、4月を超えますので、その分の予算をきちんと見て上げているのかということが気になります。というのは、4月以降に業者が材料を買う場合に8%になりますよね。ところが、契約は5%でしていた場合にはこの3%は業者が負担するということになると大変なことになるので、そこはきちんと予算に入っているのかということです。

○仲村守道路街路課長 今回の変更金額にはもちろん8%は入っております。

○新垣清涼委員 あと1点、先ほど奥平委員の質疑で今回までに総額で395億円ということでしたが、この説明からすると平成26年度予定までその金額になっていますが、そうしますと次年度には終わりということですので、この総額は変わらないということですか。

○仲村守道路街路課長 見込んでおります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 先ほどの話で、現場で変更、変更というものが生じてくるという話でした。総工費が395億円、当初が380億円、約15億円のこれまで変更を重ねてきて、増額されてきています。先ほど、クレーン船に要した費用ですとか、直接今回のように現場で変更が生じて補正したいという流れがありますが、クレーン船と橋に係る部分の部品ですとか、いろいろと工法が変わっての予算があるわけですが、クレーン船との比較はどのような—19億円の中でこれまでのクレーン船に幾らかかって、直接橋の部品、工法を変えた補正、19億円の内訳はどのような内容ですか。

○仲村守道路街路課長 380億円から395億円、15億円の増額になっておりますけれども、このうちクレーン船、いわゆる中央径間を再架設にトライした金額が7億5000万円、約半分です。その残りは今回の変更や前回いろいろと議会上程させていただいたもろもろの変更がございます。

○仲宗根悟委員 あと1点確認します。今回のカバー4カ所を予定していて、増額がその4カ所分で9700万円、約1億円に近い増額をしていますが、この4カ所分だという理解でいいのでしょうか。

○仲村守道路街路課長 変更します工種は7工種あります。そのうち金額が一番大きい、これは62%ほどになりますが、桁内保護カバーというものを増額の主たる要因として上げています。

○仲宗根悟委員 残りもあるのですね、これ以外に。

○仲村守道路街路課長 足場などがございます。

○仲宗根悟委員 承知しました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第41号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第42号議案土地の処分について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の4ページをお開きください。

乙第42号議案土地の処分について御説明申し上げます。

本議案は、中城湾港（西原与那原地区）臨海部土地造成事業により造成した土地の処分について、議会の議決を求めるものであります。

本処分地は、一団の土地である住宅用地Bブロックについて、戸建住宅用地及び集合住宅用地として処分するものであり、一件としての処分予定面積は3万6991.07平方メートルで、処分予定価格は22億1603万8000円であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○村田和博港湾課長 お手元の資料2—4、乙第42号議案説明資料土地の処分についてで御説明いたします。

1ページをお開きください。

議案名は土地の処分について（中城湾港マリンタウン住宅用地Bブロック）でございます。

中城湾港（西原与那原地区）の住宅用地Bブロック112区画について、平成26年4月以降に公募による分譲を予定しております。

当該土地は、一団としての土地112区画の処分予定価格が7000万円以上、かつ、処分予定面積が2万平方メートル以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決が必要であります。

処分地の概要については、2ページ以降で御説明いたします。

2ページをお開きください。

処分地の位置図であり、図の右上に該当箇所を表示しております。

処分地の所在地は、与那原町字東浜78番の一部であり、マリンタウンの東側に位置する土地であります。

3ページをお開きください。

処分地の区画割り平面図となります。

右側の細かな区画が戸建区画で、区画数が85区画、処分の相手方は住宅を建

設しみずから居住する者を対象としております。

一方、左側の大きな区画が集合区画であり、区画数が27区画、処分の相手方は集合住宅等を建設しみずから営業する者を対象としております。

以上で、乙第42号議案の土地の処分についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第42号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この分譲地は東日本大震災の教訓から津波対策や地震対策はきちんとやって分譲していますか。

○村田和博港湾課長 こちらの土地につきましては、埋立竣工が東日本大震災以前の竣工でございまして、震災後に特別な対応策はとっておりません。ただ当然、埋立地ですので避難対策、これは各市町村ごとに避難ビルの指定等々、そういったものを設けて大きな地震に対しては避難をするということで対応策は考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありますか。

新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 関連して、海拔は何メートルですか。

○村田和博港湾課長 DLで3.8メートルです。

○新垣安弘委員 東浜から橋が3本かかっています。その橋をふやすという構想などはありますか。

○村田和博港湾課長 今、当初計画に新たに与那原の小学校側からちょうどBブロックの前面に新たな橋を今事業化して工事に着手してございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第42号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第44号議案訴えの提起について審査を行います。
ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の5ページをごらんください。

乙第44号議案訴えの提起について御説明申し上げます。

本議案は、県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者104件、111名に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いについて訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嘉川陽一住宅課長 資料1の5ページ訴えの提起についての請求の趣旨について御説明いたします。

原告となる沖縄県が、被告となる滞納者らに請求することは(1)被告らに対し被告らの入居している県営住宅の明け渡しを求めます。(2)被告らに対し未納家賃、及び契約解除日の翌日から明け渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償の支払いを求めます。(3)訴訟費用は被告らの負担とすることを求めます。

以上についての判決及び仮執行の宣言を求めるものであります。

訴訟遂行の方針といたしましては、必要があれば、上訴または和解するものといたします。

次に、お配りした説明資料2-5、乙第44号議案訴えの提起についてをページ順に簡単に説明いたします。

1 ページは、訴えの提起概要についてです。今回の議案における訴えの提起対象者は104件、111名であります。

1 件につき複数名を対象としている事例が4例あるのは、名義人が県営住宅から転居した後もその住居を名義人の親族等関係者が不法占有し、かつ滞納となっているものであり、この4例では、それぞれ名義人及び占有者を訴える必要があるためです。

今回の104件の滞納総額は、1600万2850円です。

2 ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についてです。それぞれ滞納月別に短期、中期、長期滞納者の対応について示しております。

法的措置の実施については、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めないものに対して行っております。

4 ページは、生活に困窮している入居者への配慮についてです。入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、又は県営住宅使用料の減免を行っており、その実施状況は、表に示すとおりです。

5 ページは、法的措置の実施状況と結果についてです。平成21年度から平成24年度までの議決対象者に対する法的措置の実施状況を示しており、提訴後の状況は(1)から(5)のとおりとなっております。明け渡しを命ずる判決が言い渡された者について、県としては、家庭状況に可能な限りの配慮を行い、必要に応じて福祉事務所と連携しながら、任意での明け渡しを求めています。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意に明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

以上が、今回提出しております当議案の概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第44号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 説明資料資料2—5の2ページ目、入居者への指導・助言というのがありますけれども、この中で生活保護、住宅支援給付等、福祉制度の相談窓口を紹介して解決したものは何件くらいありますか。

○嘉川陽一住宅課長 実際、個別にどのような相談を受け、指導を受けたのかということについて実数は把握しておりませんが、提訴後は、判決が確定した後についてもこれらの法的措置の対象者については生活保護、住宅支援給付等の福祉制度の周知と相談窓口の案内を継続している状況です。

○嘉陽宗儀委員 この説明資料を見ますと、そういう訴訟になる前に必要な努力をしているのだと思ったので、どれだけ具体的な指導、助言によって解決したものがあるのかと思って興味を持って聞いています。具体的には何もないのですね、解決した件数は。

○嘉川陽一住宅課長 まず、我々は滞納が始まる1月ごろから文書、電話、訪問等により督促を行っております。その時点で面談ができた場合には、その事情を聞き、必要であれば今のような相談窓口を案内しております。

○嘉陽宗儀委員 私も議員活動としてそれを紹介したりしていますが、ほとんどどこへ相談してもあなた方はだめだといって、出ていかななくてはいけないというケースがあります。皆さん方がこういうことを困っている人の状況に応じて具体的に対応して、指導、助言しているのであれば非常に助かると思って聞いています。実績がありますかと聞いています。こういうことを一般的にやっていますというだけでは、我々、現場で対応している、県民に相談されている側としては納得しにくいです。

○久田武彦住宅管理監 私たちは、提訴に至る前に各個々人を沖縄県住宅供給公社などの指定管理者と一緒に呼び出しております。呼び出した方で84名の方の面談をしております。その際に、84名の方に家庭状況、なぜ滞納に至ったのかという状況を聞いております。その際に、もしよろしければということでそういった窓口もありますということはやっております。ただ、個々にそういった日本司法支援センター—法テラスのような窓口をやっているというわけではなくて、面談の際にそういった状況を把握して、あなたの場合はどういった支援がいいのかということをお教授しているという形をとっております。

実際に、そこまで面談して教授した方が84名いますが、その際に大体生活保護の件数など、個々のことまでは把握しておりません。ただし、そういった形で、そういった窓口を紹介していることは事実です。

○嘉陽宗儀委員 相談窓口を紹介していると書いていますが、実際上は面談の

ときにやっているだけで、今の説明は相談窓口の紹介になっていないという理解でいいですか。

○久田武彦住宅管理監 我々は、実際、そのときに相談窓口にも行って市町村の担当まで教えていますので、その時点でやっているという理解をしております。

○嘉陽宗儀委員 これについては疑義があります。

今、住宅の免除制度がありますよね。これは実際に実績があるみたいですが、人数がふえないのは一資料2—5の4ページ、県営住宅使用料減免申請状況を見ています。平成24年度から平成25年度は大分件数も落ち込んでいます。落ち込んでいる理由はわかりますか。

○久田武彦住宅管理監 減額については前年度と大体同額だと思います。免除規定を設けましたが、免除規定については現在のところゼロ件という形になっています。

○嘉陽宗儀委員 この公営住宅法から考えても免除規定を当然設けるべきだと私は前の議会でもやって一応設けてもらいましたけれども、実際にはこれを実施したら追い出されなくても済むような人がたくさんいるのではないかと思いましたが、この制度を要求していました。実際上はこの免除制度そのものの実績はゼロですよ。困っている人や免除を受けたい人は多いのに実績はゼロというのはよくわかりませんが、なぜそうなのですか。

○嘉川陽一住宅課長 全額免除規定につきましては、対象者が生活保護を現在受けていて、その方々が長期入院等で住宅扶助が打ち切られたということが確定した場合には、その期間については免除するということになっております。したがって、今回そういう事例がたまたまなかったということだと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 今回、明け渡しを要求する皆さん方に免除制度がありますと説明はしていますか。

○嘉川陽一住宅課長 減額制度あるいは免除制度につきましては、団地の自治会等の掲示板にも常に周知をしながら、張りつけながら周知に努めているとこ

ろです。

○嘉陽宗儀委員 団地の自治会はそういう人々としっかりと結びついていますか。

○嘉川陽一住宅課長 団地の自治会が結びついているかということでございますけれども、我々は指定管理者も通して滞納されている方々を常に把握しておりますので、直接的に指定管理者を通して滞納している方々にそういう減免制度の周知をしております。

○嘉陽宗儀委員 これ以上言ってもしょうがないので一問題は判決が出て強制執行せざるを得ないですよ。去年は何件強制執行をしていますか。

○久田武彦住宅管理監 前年度は強制執行に至ったケースとして34件把握しております。平成24年度の件数で申し上げますと、平成24年度に強制執行した件数は7件です。

○嘉陽宗儀委員 資料2—5の5ページ目の4番に強制執行に至ったものは34件という数字は訂正しますか。

○久田武彦住宅管理監 平成21年度からの延べ件数でございます。

○嘉陽宗儀委員 この中で、特に母子世帯は何件ありますか。

○久田武彦住宅管理監 平成24年度で述べさせていただきますと、一般世帯4件、母子世帯1件、単身世帯2件の7件です。

○嘉陽宗儀委員 これについては以上で終わりますが、基本的には憲法上も衣食住の保障はきちんとあって、公営住宅法でも住宅を必要とするものについては建設をして入居させるということがありますよね。これに向けて皆さん方なりに努力することはありますか。

○當銘健一郎土木建築部長 こういった公営住宅につきましては、低所得者向けの良好な住居環境を提供するために我々は復帰後県営住宅を含めてやっております。これは市町村営住宅も含めて戸数の増加を図るということで県議会で

もお答えしております。ただ、県営住宅としましては、建てかえが今非常に押しておりますので、建てかえる際に戸数を増加して戸数を確保するという方針で臨んでいるところです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 強制執行7件の中に減免制度に該当する人はいましたか。

○久田武彦住宅管理監 滞納のあった時点で、そういう形での免除もしくは減額の要件に当てはまらなかったということであります。

○新里米吉委員 強制執行された7件は減免制度に該当しない人たちということは、本来は一定の収入があったけれども納入していなかったと理解していいわけですね。

○久田武彦住宅管理監 滞納が始まった時点ではそういう状況がありましたが、その後やはり1件は生活保護受給の形になりました。大分滞納年数が多かったものですから、生活保護の担当と相談して一応は別の手だてを通じてほかのところに移っていただいたことはあります。それは1件のみで、あとの件数は減額とか免除の規定には該当しておりませんでした。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第44号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第48号議案中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について、乙第49号議案中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について、乙第50号議案中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について審査を行います。

なお、ただいまの議案3件については、内容が関連することから説明及び質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の6ページをお開きください。

乙第48号議案から乙第50号議案につきましては、関連いたしますので一括して御説明申し上げます。

流域下水道事業においては、中部、中城湾、中城湾南部の3つの流域で事業を実施していることから、流域ごとに3件の議案を提出しております。

これらの3議案は、平成26年4月1日より、消費税率が8%に引き上げられることに伴い、県が流域下水道関連市町村と締結している「流域下水道使用及び負担金協定書」の一部を改定するため、下水道法第31条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、関係する15市町村の意見を聞いたところ、改定に同意する旨の回答を得ております。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○大城忠下水道課長 乙第48号から乙第50号議案について、お手元に配付しております資料2—6、中部・中城湾・中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更についてにより御説明申し上げます。

まず、1ページ目をごらんください。

流域下水道事業の計画図となっております。

県が管理する流域下水道事業は、沖縄本島中南部西海岸地域の10市町村を流域とする中部流域下水道の那覇処理区と伊佐浜処理区、金武湾及び中城湾に臨む3市村を流域とする中城湾流域下水道の具志川処理区、4市町村を対象とした中城湾南部流域の西原処理区の3流域4処理区で事業を実施しております。

次に、2ページ目をごらんください。

流域下水道事業のフロー図となっております。

事業主体である県が幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の維持管理を行い、その経費を流域下水道に接続する流域下水道関連市町村から徴収する負担金で賄っております。負担金は、関係市町村から毎月報告される総排除汚水量に基づき算定し、徴収しております。

次に、3ページ目をごらんください。

「流域下水道使用及び負担金協定書」の新旧対照表となっております。表の右側が現行の協定書で、左側が改定案となっております。また、表中の甲は県、

乙が関係市町村になります。第4条は、負担金の算定方法について規定しております。現行の協定書において、「乙は、流域下水道の維持管理に要する費用として、使用月の総排除汚水量に排除汚水1立法メートルにつき、47円の単価を乗じて得た金額に1.05を乗じて得た額の負担金を甲に支払うものとし」と規定しているところ、下線部の「1.05を乗じて」を「1.08を乗じて」に改定することとしております。また、第7条は協定書の実施日について規定しております。現行の協定書の「平成20年10月1日から実施する」を「平成26年4月1日から実施する」へ改定することとしております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第48号議案から乙第50号議案までに対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これは消費税が3%上乘せしますが、概算収入増は幾らですか。

○大城忠下水道課長 県の消費税値上げに伴う収入増は1億2400万円です。

○嘉陽宗儀委員 公共下水道の接続の問題でいえば、各家庭では市町村の公共下水道につないでいるものをつないでいないものがありますよね。その実態はつかんでいますか、各家庭とも大体の公共下水道への接続状況というものは。

○大城忠下水道課長 大体県の流域で接続率が90%です。その前に普及率がありますが、県全体で67.5%。それに対して接続率が約89%から90%です。これに両方を掛ければ推測している人口が出ます。大体90万人から100万人です。

○嘉陽宗儀委員 個人の住宅で浄化槽で処理をしているけれども、なかなか市町村の公共下水道に接続しないという人がいて、言い方は悪いですが、垂れ流しをしていて、環境悪化だということで皆さん方にも何件か相談していますが、そういう事例は大分ありますか。

○大城忠下水道課長 事例として特に上げるとしますと、泡瀬のほうです。泡瀬にあることは県も把握しております。

○嘉陽宗儀委員 高原もあるし、泡瀬もあるし、城前町にもあります。私が今問題にしているのは3カ所もあります。

○大城忠下水道課長 やはり縦割りと言うとおかしいかもしれませんが、県の下水道課としては下水道区域内に入りますと市町村を通して下水道に接続するようにということで、いろいろな広報活動は展開しております。

○嘉陽宗儀委員 復帰前にマニング社といったかな、住宅。そこが集合で管理していたけれども、なかなか市町村の公共下水道もつながらないということで、今言った悪臭の要因になっている、高原などはそうです。こういう場合、これを解決する手だてはありますか。

○大城忠下水道課長 これは沖縄市と北中城村に及んでいたと思いますが、その辺は環境生活部局も話はしております。やはり今、浄化槽に接続している場合には浄化槽に基づいたきちんとした管理をしているのかどうか。それから下水道が区域内にありますので、下水道に接続するような広報活動は市町村を通して行っております。

○嘉陽宗儀委員 北中城村、沖縄市の高原・比屋根地域でも相談を受けて20年余りですが、これは市町村がきちんと公共下水道を布設しないからつなげませんということになっておりますから、それについては皆さんも市町村とタイアップをして、そもそもこういった処理の精神からいって速やかにということが求められていると思います。具体的な問題が出たら皆さんがきちんと対応すると約束できますか。

○大城忠下水道課長 やはり対住民と直接接続をやっているのは市町村ですので、私たちは市町村を通して話を進めていくということになります。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも市町村の担当者と詰めてやる。市町村の担当者をつなげてくれないから、説得できないから嘉陽さん来て説得してくださいと役所から頼まれたりしていますが、やはりもっと行政として責任を持ってきちんとやるということは今後努力事項としてやるべきではないですか。

○大城忠下水道課長 それは委員のおっしゃるとおり、もっともだと思います。私たちが市町村とタイアップをして、いろいろと問題点等を聞いて、やはり個人的な意識の問題もありますので、その辺がなかなか難しいところがあります。

○嘉陽宗儀委員 難しいことは承知の上で、なかなか解決しないわけですから、いつまでもというわけにはいきません。努力してください。

もう一つ、米軍基地内の下水道処理は皆さんで接続をしていますか、市町村が管理をしていますか。

○大城忠下水道課長 直接、接続するのは下水道法上は事業者ですので、市町村が接続をして料金を徴収しております。

○嘉陽宗儀委員 米軍基地内の接続状況は把握していますか。

○大城忠下水道課長 今手元に資料はありませんが、中部流域の基地—嘉手納基地、キャンプ瑞慶覧など中部においてはほとんどの基地は接続しております。

○嘉陽宗儀委員 米軍の支払う下水道料金、この実態をつかんでいますか。

○大城忠下水道課長 今資料は持ち合わせていませんが、市町村から上がる資料に基づいて把握はしております。

○嘉陽宗儀委員 把握されている資料の説明をしてください。幾らなのかというのを。

○大城忠下水道課長 資料は持っておりませんので、後でもしよろしければ。

○嘉陽宗儀委員 これは後でいいです。米軍は米軍基地内に各住宅がありますよね。県民は一人一人公共下水道に接続します。米軍も同じようにしていますか。

○大城忠下水道課長 それは各関係市町村、接続する関係市町村の基準に基づいて徴収しております。

○嘉陽宗儀委員 私が聞いていることは、接続の方法として経過を言いますと、本来ならば下水道法上は米軍といえども各1軒1軒世帯があるので、1軒1軒事業者と契約をしなければいけません。向こうは卸単位で一括で契約をして、大幅に30分の1程度で米軍の基地内の下水道料金は処理できるようになっているのではないかという問題を提起していますが、これは解決していますか。

○大城忠下水道課長 これは民間と同様に水量に応じてきちんと徴収しております。優遇などはありません。

○嘉陽宗儀委員 下水道料金の算定方法として使用水量によって高度累進制になっているものですから、そのために本来ならばもっと米軍からも取れるのではないかとかつて私はかなり議論してきて、市町村ともタイアップをして、例えば、沖縄市であれば4億円くらい入ることがありました。こういう問題はきょうはこれ以上言いませんが、一応調べて必要な料金の資料があれば出してください。

○大城忠下水道課長 これは民間と同じように下水道も水道もそうですが、使えば使うほど累進でふえます。

○嘉陽宗儀委員 米軍の契約も市町村と個々にやっているのですね。

○大城忠下水道課長 はい。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 今、下水処理をした水を再利用しているところはありますか。あればどのように使っていますか。

○大城忠下水道課長 現在、那覇浄化センターにおいて新都心地区あるいは県庁周辺で再生水事業を実施しております。

○新垣清涼委員 再生水利用は処理水量の何%使われていますか。

○大城忠下水道課長 処理水量にすればわずか1%以下です。

○新垣清涼委員 今後の活用について計画はありますか。

○大城忠下水道課長 今、県が行っている再生処理事業も市町村とタイアップでやっております。その辺を市町村が手を挙げてくれれば、いつでも県はそれに応じる用意はあります。

○新垣清涼委員 市町村への説明、周知徹底はされていますか。

○大城忠下水道課長 流域関連市町村において、当然県が再生水事業を那覇市と一緒にやっていることは市町村においては理解されているものと考えております。

○新垣清涼委員 今実施しているのは那覇市だけですか。ほかにもありますか。

○大城忠下水道課長 那覇市のみです。

○新垣清涼委員 その場合に下水処理場から那覇までの送水管、その費用は市と県とどのような割合になっていますか。

○大城忠下水道課長 処理水を再生水まで高度処理します。そして、その地域まで持っていく幹線とその枝線があります。高度処理する処理施設と幹線を県がやって、枝線を市町村がやると。下水道と同じ考え方です。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第48号議案から乙第50号議案までに対する質疑を終結いたします。
次に、乙第51号議案県道の路線の認定及び廃止について審査を行います。
ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の9ページをごらんください。

乙第51号議案県道の路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

本議案は、都市計画道路である上之屋道路の事業着手に伴い、当該区間を県道那覇北中城線として位置づける必要があることから、同路線の認定及び廃止について道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嶺井秋夫道路管理課長 乙第51号議案県道の路線の認定及び廃止について概要を御説明いたします。

説明資料2-7、1ページをごらんください。

議案提出の理由については、先ほど部長が説明したとおりです。

議案の概要につきまして、資料2ページの図面で御説明いたします。

この図は、「上之屋道路」と今回認定及び廃止する「那覇北中城線」の路線を示した図であります。

青色の線で示した区間が現在の「那覇北中城線」です。

赤色の線で示した区間が今回、新たに認定する「那覇北中城線」となっており、そのうち赤の点線で示した区間が「上之屋道路」となっております。「上之屋道路」は、緑色の点線で示す那覇北道路の（仮称）上之屋インターチェンジから国道58号までを連絡する4車線、延長約400メートルの自動車専用道路で、西海岸地域等へのアクセス性の向上を図るため「那覇北中城線」に取り込み整備するものであります。今回、「上之屋道路」の整備に伴い「那覇北中城線」の起点を那覇市泊から那覇市上之屋に変更する必要があることから、道路法第7条第1項に基づき新たに路線認定するとともに、現路線については道路法第10条第1項に基づき路線廃止するため議会の議決を求めるものであります。なお、「上之屋道路」は平成26年度から新規事業として着手する予定となっております。

以上、乙第51号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第51号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 上之屋道路というものはこれからの工事ですか、終わっていますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 これからの道路です。現在、現道はございません。

○新垣清涼委員 そうしますと平成26年度実施ということでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 はい、平成26年度事業開始です。

○新垣清涼委員 道路の管理ですが、年間、当初予算のときに改良、不改良含めて計画されていると思いますが、この道路は那覇北中城線ですよ。営林署前はわかりますか。毎回そこを通るたびに思いますが、管理が非常に弱いといえますか、草が生えている状態が長いです。普天間北中城線ですか、県道81号線が今改良工事されています。既にあるきれいに生えているクロキを取って、リュウキュウマツを植えています。それは地域から要望があったのかと思い、地域の皆さんに聞いたらそういうことではなく、県がいついつこうしますということで、事業者が協力願いといいますか、お知らせのような形で来ていたようです。道路を改良するときには地域の声、要望は受けていますか。それとも、皆さんが毎年年度初めに次年度はここの道路を改良しようという計画を立てられていて、今回の普天間の新城近辺の改良なども。一方で、このように草がたくさん生えている状態もある、これも県道ですよ。そういう状況があるので、これはどのようにして優先順位をつけているのかと思ひまして。こちらの植栽ますを改良したほうがもっと草がなくなってすっきりするという思いがあるので、どういう順序でしていますか。もし方針があれば教えていただきたいと思ひます。

○嶺井秋夫道路管理課長 道路の管理につきまして、先ほど植栽に関しては県のほうで全て決めているという話もありましたが、まず地域からの要請がありまして、市町村を通して地域の意見も聞きながら、当然危険な箇所、特に通学路などを優先してやっているところです。

○新垣清涼委員 やはり、今新城から普天間については歩道も広がっていますし、そこは商店街です。ですから、その皆さんがそれぞれ植栽、植樹帯といえますか、そこに自分たちが好きな植木鉢を置いたりしながら、高木も育て

て管理をしています。ところが、この登又の営林署前付近は住宅や事業者が少なく、片側にあったり、片側の高速にかかったりしていて、実際に目の前にしている人が少ないものですから、むしろそういうところは管理が弱いわけですよ。そこを通る人たちが道を渡ったりしないと、草があるから反対側に渡って通っていったり、また事務所はこちら側だからここを通ったりと、そういう意味ではここを使う人たちは人数的には何分の1かもしれませんが、そこを使う人たちが不便をしている。そういうところを優先して改良していくことがいいのではないかと思います。ぜひ、そこを検討していただきたいと思います。これは要望で終わります。

○嶺井秋夫道路管理課長 わかりました。特に、除草関係につきましては、今現在ボランティア団体の方にも御協力していただいて花を植えたり、除草してもらっています。今委員のおっしゃるように、なかなか手入れが行き届かないところにつきましては、今後植樹帯を潰して植樹ますに変更するなどの対処をしていきたいと思います。

○新垣清涼委員 県道81号線も帯からますにかえていますよね。2本植えていたところを1本のマツにしていますよね。ここも高木と低木、ガジュマルなどがありますが、うまく管理がされていなくて、そういうところこそますにして1本の木でやればもっと歩く人たちも安心して歩けると。ここはロケーションとしてはいい散歩コースになっているはずですので、ぜひそういうところまで気をつけていただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 上之屋道路を進めるに当たって、ほかのいろいろな問題点があるかと思いますが、ありましたら御説明ください。

○仲村守道路街路課長 平成26年度に着手しますが、通常の道路事業での課題としましては用地取得が順調に進むかどうかが大きな課題と考えています。この上之屋道路の場合、物件の中で合わせて墓が37基ほどございますし、区分地上権を設定しなければいけない墓も50基ほどございますので、その用地取得等が今後の課題だと考えております。

○浦崎唯昭委員 まさに私もそのようなことだろうと思っております。都市計画が決定されたのは去年の4月か5月ごろですかね。そのときに地域の説明会もされていて、那覇市が都市計画を決定して天久緑地公園を予定している地域とのかかわりが深くあるような感じがしますが、どのような関係ですか。墓の関連も聞いているとそういう流れなのかと思っております。

○仲村守道路街路課長 委員のおっしゃるように、天久緑地が若干さわる部分がございます。しかし、そこは代替する形で面積は変更にならないということを見込んでおります。

○浦崎唯昭委員 この墓の移転に対しては、私もそこに墓がありますが、いろいろと地域の意見で非常に反対が強いです。那覇市が都市計画決定をされてますが、いつ決定されていますか。

○仲村守道路街路課長 先ほど委員がおっしゃったように、平成25年4月に那覇市の都市計画審議会を経て、県の都市計画審議会でも県が決定しております。

○浦崎唯昭委員 天久緑地として都市計画が決定されたのはいつですか。

○仲村守道路街路課長 大変申しわけございません。手元に資料がございませんので、都市計画の決定の時期についてはお答えできません。

○浦崎唯昭委員 大体の推測で40年以上にはなっているのではありませんか。

○仲村守道路街路課長 私の記憶ではかなり古い、昭和の40年代だったかと記憶しております。

○浦崎唯昭委員 そのように大分かかっています。そして、計画決定したものの天久緑地としての整備が一向に進まないという状況です。なぜかという、墓に対する地域の気持ちが入ってなかなか仕事がやりづらいということによっておりました。私は別の機会でも、40年以上も都市計画決定をして網をかぶせて制限することは、憲法の財産権に反するのではないかという話をしたことがあります。そういう意味で、この墓の整備がこれからも御苦労すると思いますが、それは努力してください。これは新都心の天久りうぼう楽市店前の大きな通りと一緒に海岸線へつながる道路になっていますか。

○仲村守道路街路課長 そのとおりでございます。新都心中央線で連続するような網を形成することになります。

○浦崎唯昭委員 そういう意味で、道路の重要性はそういうものを見せていただくとうわかりやすくなりますので、ぜひこの道路ができた暁にはこういう形になりますという資料も一緒になって出していただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。そういうことで、これから用地買収、正面には就職情報誌会社がありますし、その隣にはP L教団があります。その辺との話し合いがこれから大変だと思ひますが、懸命に努力をして頑張ってください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 素朴な疑問を少しお聞きしたいと思ひます。

乙第51号議案で、県道の路線の認定及び廃止とあります。これは説明を聞いていますと、起点を変更するというだけにすぎないと思ひますが、なぜ路線を廃止して認定をするということをしなくてはいけないのですか。単純に起点を変更しますということで済むのではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 当時の建設省からの通達がございまして、起点もしくは終点、またはいずれもが変更する場合には旧路線の廃止及び新路線の認定の二重の手續を要するという通知がございまして。

○奥平一夫委員 わかりました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第51号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外33件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

当銘健一郎土木建築部長。

○当銘健一郎土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料により、順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

変更部分には、下線を引いております。

4ページの平成24年陳情第127号、識名トンネル虚偽契約問題の真相解明を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、「3ヶ月間減額することを6月議会に提案するとともに」から「3ヶ月間減額するとともに」に変更し、「地方自治法に基づく100条委員会については、平成24年7月に議会の判断により、設置されたところであります。」から「また、地方自治法に基づき平成24年7月に設置された100条委員会（識名トンネル工事契約問題調査特別委員会）については、平成25年12月に調査報告書が取りまとめられました。県としては、県議会の調査報告として真摯に受け止めるとともに、引き続き、再発防止に全力で取り組んでまいります。」に変更しております。

記の2については、「請負業者への返還請求については、県の顧問弁護士等に相談したところ、請負業者との契約は有効に成立し、その成果物の引き渡しも受けていることから、返還請求は法的に難しいとの意見と、契約は錯誤無効として、一部返還を求められるとの意見があり、見解が異なることから、法的根拠等について、慎重に検討しているところであります。」から「請負業者への返還請求については、県の顧問弁護士等に相談し、慎重に検討してきたところですが、法的根拠等について、明確な結論は得られておりません。一方、監査委員の勧告は、不十分なものであるとして、請負業者に対しても金員を支払うよう請求せよとの判決を求める住民訴訟が提起されております。このため、請負業者の責任及び返還請求については、住民訴訟の中で、明らかにされていくものと考えており、県としては、裁判所の判断を踏まえて対応したいと考え

ております。」に変更しております。

8ページの平成24年陳情第158号の2、平成24年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の4については、「鹿児島航路の定期化を図ってまいります。」から「新たに先島への実証実験に取り組んでいるところであります。」に変更し、「その他の支援策については、沖縄市・うるま市とも連携し、どのような支援ができるか検討してまいります。」から「また、沖縄市においては荷役料、輸送費及びコンテナ購入費の一部を助成しております。」に変更しております。

記の5については、「平成25年度は、新たな上屋の建設に向け、実施設計を進めていきたいと考えております。」から「現在、3棟目の上屋整備に取り組んでおります。」に変更しております。

記の6については、「平成25年度に調査を行ってまいります。」から「整備に向け取り組んでおります。」に変更しております。

記の7については、「県としては、これまで想定していなかった大津波においても人命が守られるよう避難場所や避難経路の確保など、国や両市と連携し対応していきたいと考えております。」から「新港地区の防災対策については、平成25年9月に国が策定した「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に沿って検討していきたいと考えております」に変更しております。

24ページの平成25年陳情第50号の4、離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の25については、「このような状況を踏まえ、亀池港の小型船だまりのさらなる整備については、その必要性について検討していきたいと考えております」から「亀池港の小型船だまりの整備については、現在、整備が進められている漁港の利用状況を踏まえ検討していきたいと考えております。」に変更しております。

30ページの平成25年陳情第72号、南大東港(西地区・亀池地区・北地区)及び県道182号線の整備に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、「平成24年9月の台風17号の影響で、南大東港西地区の港湾緑地において、擁壁の崩壊、緑地の陥没、東屋の屋根瓦の剥離等の被害があったことから被害状況調査を行い、危険箇所への立ち入り規制を行ったところであり、県としては、早急に公園機能の回復を図るため、本年度において必要な予算措置を講じ、復旧工事を行うことにしております。」から「平成24年9月の台風17号の影響による南大東港西地区の港湾緑地における擁壁の崩壊、緑地の陥没、東屋の屋根瓦の剥離等の被害については、本年度において復

旧工事を行ったところであります。」に変更しております。

34ページの平成25年陳情第88号、集中豪雨における県管理道路の安全対策を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、「災害査定を終え、復旧工事の準備を行っているところ
です。」から、「復旧工事を終えております。」に変更しております。

36ページの平成25年陳情第102号の2、法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、「また、生コン業界につきましては、担当部局より生コン組合へ聞き取り調査を行ったところ、組合員工場と運搬業者との個別契約まで組合が介入することはできないとの回答でありました。」から「さらに、去る3月11日に、生コン組合、ダンプ協議会、建設業協会、国、県の関係機関により協議を行い、問題点の共有や、解決に向けて協力する姿勢を確認したところ
であります。」に変更し、「関係部局」から「関係機関」に、「対応を検討」から「適切に対応して」に変更しております。

記の2については、「4月1日以降に契約する工事から適用しております。」から「さらに平成26年2月1日以降適用する労務単価についても、平均6.0%引き上げられたところ
であります。」に変更し、「平成26年2月には1万7800円へ」を追記しております。

次に、新規に付託された陳情1件について御説明申し上げます。

43ページの平成26年陳情第12号、那覇港泊埠頭の乗船施設整備及び那覇港港湾機能再編計画の見直しに関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、那覇港管理組合は、現状においても岸壁背後の施設用地が狭いことから、とまりんからのボーディングブリッジを設置するとさらに手狭になるため、限られたスペースで整備が可能なのかなど、課題を整理し、今後、関係者と協議を進めていくとのこと
であります。

記の2については、那覇港管理組合は、各船舶の運用方法、既存施設への設置方法、工事中の船舶の停泊場所等、課題を整理し関係者との協議を進めていくとのこと
であります。

記の3については、那覇港管理組合は、泊埠頭の水域が狭く現状でポンツーン一浮き
栈橋を設置すると、船舶の航路幅、回頭円等の課題があることから課題を整理し関係者との協議を進めていくとのこと
であります。

記の4については、那覇港管理組合は、陸電施設については、これまで久米商船、大東海運などの関係町村や民間船社が整備しているため、今後、関係町

村と対応を検討するとのことでもあります。

記の5については、那覇港管理組合は、とまりんから泊北岸の旅客待合所までの屋根付き歩道の整備について、平成26年度からの事業化を目指しているとのことでもあります。

記の6については、那覇港管理組合は、離島航路が位置する泊埠頭について、陸域・水域とも狭く、埠頭用地拡幅の余地がないため、これ以上の船舶の大型化に対応できないことから、今後とも泊埠頭を拠点としていく場合の課題と対応について検討を行なっていくとのことでもあります。現在、港湾計画の改訂を進めており、泊埠頭の機能再編計画についても関係機関の意見を踏まえながら検討していくとのことでもあります。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、浦崎委員から、陳情第12号の処理概要の文章が「とのこと
であります。」で終わっていることについて疑問がある旨の指摘があり、扱いについて事務局側で協議することとした。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

土木建築部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時24分 再開

○中川京貴委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 21ページ、陳情平成25年第50号の4を中心にいきたいと思います。

まず、6番目の東村川田から有銘海岸の高潮対策を図ることについて、処理概要は変わっておりませんが、早期事業化に向けて取り組んでいるところとあります。そこをもう少し具体的に説明していただけますか。

○上江洲安俊海岸防災課長 御質疑の陳情処理概要の中で事業化に向けて取り組んでいるところということなのですが、有銘海岸については平成26年度で国庫要求と新規事業を要求してございます。平成26年度から事業化ができる見込みです。

○具志堅透委員 その事業化はどのような形で予定しておりますか—具体的な工法といたしますか。

○上江洲安俊海岸防災課長 平成24年度の台風15号、16号で一部破損されました。それで、天端高も低いということでそれを見直して、平成26年度の実施設計をして、天端高を上げて、それで護岸の改修と考えております。

○具志堅透委員 それでは次に行きます。

次のページの12番目、本部港に立体駐車場を整備することについてなのですが、そこも進捗状況を説明してください。

○村田和博港湾課長 立体駐車場につきましては、委託をして状況の調査をしています。まず、今は現状の把握をして、それから引き続きどういった整備手法があるのかについて検討していく予定にしております。

○具志堅透委員 ということは、前向きに整備をしていくという判断でよろしいでしょうか。

○村田和博港湾課長 今、どういう事業で整備を進めるかということは回答できないのですが、当然現状を把握して解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○具志堅透委員 次の13番、伊江港内の静穏度の改善に向けた防波機能の強化

促進を図ることについて、たしか昨年この処理概要では平成25年度、必要な調査を行いということ、調査をしていると認識をしているのですが、調査が終わったのか、その結果どういう結論に達したのか、結論が出たのであればその辺のところの説明をお願いします。

○村田和博港湾課長 こちらも現在調査中でございます。やはり、調査のほういろいろと解析も難しいところがございます、今年度中で調査を終えてということではなくて、もうしばらく時間をかけて検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 この件に関しては、伊江村のほうからもかなり強い要請が来ていると思います。急を要するといいますか、必要性がありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

その次のページの19番、運天港ターミナル内の屋根つき荷さばき施設を整備することについてですが、それも少し進捗を—そこにはないのですが、本部港も要請があると思うのでそれもあわせてお願いします。

○村田和博港湾課長 屋根つき荷さばき施設につきましては、具体的に今予算化ができていない状況でございます。ただ、港湾課としては、各離島のふぐあい、必要性は感じておりますので、引き続き予算化に向けて要求はしていきたいと考えております。

○具志堅透委員 今の話ですと、予算が見つからないということなのか、それともそれを事業に向けての予算を見つけていくということでしょうか。

○村田和博港湾課長 正直な話、私ども、この荷さばき施設の予算要求の資料をつくってある程度まで詰めてはいるのですが、まだ優先順位が低いということではほかの事業等と比べて後回しになってございます。ただ、私どもも必要性は十分認識しておりますので、引き続き予算化に向けて作業は続けていきたいと思っております。

○具志堅透委員 ぜひ頑張ってください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 8ページ、陳情平成24年第158号の2、定期船就航実証実験を鹿児島でやって、その結果が新聞にも出ていたのですが、状況を教えてください。

○村田和博港湾課長 鹿児島航路の実証実験につきましては、これまでも回答しているように貨物量は伸びてございます。ただ、新聞にもございましたように採算ベースまでもう一息のところまで来ておまして、引き続き平成26年度も実証実験を継続いたします。その中で、やはり新港地区から積み出す貨物、その掘り起こしを平成26年度も引き続きやって、できるだけ採算ベースに乗せて、次年度からは定期船就航を予定どおりやっていきたいと考えております。

○新里米吉委員 まだ採算に乗る状況ではないということですが、それは鹿児島からの貨物よりも、むしろ中城湾港からの貨物のほうが少ない状況なのか。

○村田和博港湾課長 確かに、鹿児島県からの貨物は順調に伸びてございます。できるだけ新港地区から出したいと、那覇港からいまだ運んでいる貨物を直接新港地区から載せる方向でいろいろ調整はしているのですが、なかなかまだそこまで新港地区からの貨物が貨物量として至っていないので、平成26年度に実証実験をやりながら、その辺は調整をして採算ベースまで持っていきたいと考えております。

○新里米吉委員 今の中城湾港の企業、あるいはその周辺、中部地域からの貨物がある程度来たら、もっと貨物がふえて採算ベースにいけるという状況なのか、皆さんの調査などでは。例えば、中城湾港でいろいろ物をつくって、それが那覇港にいつているのか、そうではなくてそもそもその地域の物流としてまだ足りないのか、どちらなのでしょう。

○村田和博港湾課長 今、私どもが那覇港から建設資材について一部運んでいますので、それを確実に新港地区から定期化して出していけば、採算ベースには乗せていけるのではないかと考えてございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今の関連で、従来私は那覇港で取り扱う貨物を中城湾港に取り扱いを移動させることをしないと、中城湾港は今の西埠頭も満席ではないし、東埠頭を整備しても取り扱い貨物がないということを主張してきたのですが、具体的に取り扱い貨物は幾つ安謝新港から中城湾港に移ってきていますか。

○村田和博港湾課長 まず、基本的に先ほども申しました実証実験で那覇港に入れている貨物、これにつきましては今実証実験でどんどん新港地区のほうに直接入れるようになっております。あとは今後一先ほども申しました新港地区から那覇港を経由して鹿児島県や本土のほうに出しているものを新港地区から本土のほうに出せるように、鋭意調整をしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 新港地区の企業で中城湾港を使っているのは何件ぐらいありますか。

○村田和博港湾課長 具体的には手元に企業数まではないのですが、やはり東埠頭の拓南製鉄株式会社とか、タイガー産業株式会社、建設資材を扱っている企業とかは既にこの実証実験の中で新港地区から本土へ何回か貨物を出荷してございます。

○嘉陽宗儀委員 これは従来やられていたものですからね。そうではなくて皆さん方の努力で、要するに企業の皆さん方が使っていないという実態がありましたので、泡瀬の中城湾港を利用しないで、安謝埠頭を利用しているということがあるから、地元の新港地区のほうに企業がありながら、企業の取り扱う貨物は那覇から出すというのはおかしいのではないですか。これを指導して、中城湾港の貨物の取り扱い量をふやすような努力をすべきではないですかと前に提起したのですが、それはやりましたか。

○村田和博港湾課長 地元の沖縄市、うるま市も新港地区から出荷するようにコンテナを沖縄振興一括交付金で購入して、これを新港地区で使えるように事業としてコンテナの購入をしてございます。それを使って新港地区の貨物を扱うように、今業者とも協力をしていただいております。

○嘉陽宗儀委員 その実績があったら教えてもらえませんか。

○村田和博港湾課長 今、手元にないので、後でよろしいでしょうか。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方をいじめようという魂胆は全くありませんので、頑張ってもらって、港湾業者から大分陳情を受けているので、向こうに港湾事業として立ち上げたけれども、取り扱い貨物が無いと。そして、東埠頭を整備するというけれども、今の西埠頭でさえもまだあきがあるので、西埠頭の利用状況を100%まで満たして、なお足りないから東埠頭を整備するというものはよくわかります。今はそういう貨物の取り扱いが少なくて業者はアップアップしているので、これをふやしてほしいという要請が来ています、前から言っていますが。そのための努力を一生懸命やってもらわないといけません。委員長、こういった資料があったら後でつくって出してください。

○中川京貴委員長 後で資料請求をよろしくお願いいたします。

○嘉陽宗儀委員 12ページ、陳情平成24年第205号に関連してお聞きします。次年度の予算案の中でも埋立事業費が計上されていますけれども、その中で調べているうちに、これはどうかなと思うのがありましたので、お聞きします。

皆さん方は新年度予算で事業計画をしていますよね。皆さん方が事業計画をしている中で、本来国がやるべき埋立事業を県の予算でやるというものがありますか。

○村田和博港湾課長 埋め立て自体、県の予算でというものは基本的にはございません。

○嘉陽宗儀委員 国直轄事業でやるべき仕事を県がかわりにやるということがありますか。

○村田和博港湾課長 国直轄の事業と県事業というものは別です。

○嘉陽宗儀委員 別のはずなのに陳情者からいろいろ事情を聞いたら一図面もありませんが、この部分は本来県の仕事ではなく、国の事業なのに県がやっているのではないかという問題提起がありますので、後でそれは調べて説明をしてください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 24ページ、陳情平成25年第50号の4の24番、栗国村からの要請の件なのですが、栗国港が南西からの波が港内に入るということで、運航率が低い状況にあるということになっているのですが、現状はどんな感じなのでしょう。

○村田和博港湾課長 確かに、栗国港は県内の港湾の中でも運航率は低いほうにございます。これは、やはりフェリーが大型化して、港を大きくして、防波堤も沖まで出してきたのですが、防波堤より先が非常に深くて、うねりが港内に入ってきてございます。そのうねりが港内に入って正面に産業バースがございましてけれども、この産業バースで反射して中の静穏度が悪い状況にあります。それで、先ほどの伊江港も一緒なのですが、中の港内静穏度について昨年度より調査を入れております。その調査の結果、産業バースの見直しをして、この産業バースを場合によっては取り壊しをし、そこで反射を防ぐことについて、今具体的に地元の村長さんにも御説明をして産業バースを移動できないかという調整をしております。それで、まずは現港湾の中で静穏度を抑える方向で具体的な案を示して、地元と検討を進めている状況です。

○新垣安弘委員 要請の中には新港を建設するという要望はないのですが、それではなくて現港湾の整備をしていくという方向で、地元ともそういう方向で進みつつあるということですか。

○村田和博港湾課長 地元のほうにも御説明をして、まずはこの方向で解決できそうだという私どもの静穏の検討の中で出ていますので、あとは産業バースの取り扱いですね。今後、産業バースを移転などする場合に資材の搬入に少し支障を来しますので、今、地元のほうもまずは新港をやる前に現港湾の改築をもって検討していくということに関しては、了解をいただいております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 確認で、34ページの石垣市の台風時の土砂崩れの件なのですが、陳情のほうは早期点検対策を実施してほしいというような話と、既に県道

79号線の土砂崩れは復旧工事を終えましたというような処理概要ではあるのですが、こちらの点検と冠水についても協議会を立ち上げて対策は講じているというような中身でよろしいのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 石垣市の災害に関しては、復旧工事をつい最近終えたばかりでございます。それ以外の防災対策につきましては、現在委託を入れて調整をしております。冠水対策につきましても、石垣市と今年度4回協議を行って、前向きに検討をしているところでございます。

○仲宗根悟委員 わかりました。それで、関連するのですが、県が管理している道路、危険箇所、崩落箇所、何点か皆さん上げられていると思うのですが、そういった状況といいますか、予測不能で崩落する箇所もあるかと思うのですが、そういった点検についてはどういう実施状況なのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 沖縄県が管理する道路につきましては、道路防災総点検を行いまして、道路防災カルテをつくっております。それで、毎年状況を確認しまして、危険度の高いところから対処しているという状況でございます。

○仲宗根悟委員 県全体の管理状況は把握されているという認識でよろしいでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 道路パトロールを通して、定期的に点検をしております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 25ページ、33番目、多良間村についての陳情が幾つか出ていますが、それについてお聞きしたいと思います。

前泊地区の整備について、(1)の処理概要ですが、整備手法等の課題があることから多良間村と調整をするということですが、その整備手法等の課題というものは具体的にどういうことでしょうか。

○村田和博港湾課長 多良間村の上屋、倉庫等につきましては、地元のほうで整備していただいているのが実情でございます。港湾課のほうで予算化自体が

少し厳しい状況なので、できれば地元のほうで予算を要望していただけないかというものが今調整をしているところでございます。

○奥平一夫委員 補助メニューがないということですか。それとも、単独事業費用でそれをみずからやってほしいということですか。

○村田和博港湾課長 離島港湾の待合所とか、そういったものは今現在メニューがございまして、それを随時進めています。ただ、上屋につきましては、今県のほうの補助メニューがないので、離島のほうで交付金なり、何なりで要望していただければ整備のほうは早いので、それをお願いをしているところでございます。市町村の一括交付金を活用してやっていけないかということで調整をしております。

○奥平一夫委員 今は調整途中だと思いますが、多良間村の考え方というものはどうですか。

○村田和博港湾課長 まだ具体的に、来年からとか、再来年からとか、そこまですでに調整が詰められていない状況でございます。

○奥平一夫委員 わかりました。財源的に非常に厳しいところでもあるので、できれば県の応援を得たいということでの要請だと思います。その辺は少し検討をぜひお願いしたいと思っております。

それから（２）のほうですが、平成25年度から計画的に照明灯の整備を進めていくと。これはもちろんさまざまな小離島がたくさんありますので、その整備計画をつくるということですが、これも計画はきちんとつくられているのですか。

○村田和博港湾課長 多良間村のほうは、平成26年度に現場に設置する方向で調整しております。

○奥平一夫委員 この処理概要には全体的に離島の港を中心にいろいろな整備要望が出ているということですから、小離島における整備計画というものが土木建築部の中で計画案ができていくのかという疑問なのですが。

○村田和博港湾課長 今、照明施設については効果促進事業でやることにして

いますので、平成25年度設計をいたしまして、平成26年度、南北大東村や竹富町の竹富東など優先順位をつけて順次整備計画を立てて今進めているところです。

○奥平一夫委員　ちなみに、平成26年度に実施できるというか、予定をしているところは何箇所、どういう地域、どういう島ですか。

○村田和博港湾課長　平成26年度は、先ほどの多良間村と南北大東村、竹富町の竹富東港、小浜港、船浦港。平成27年度は、竹富町の白浜港、上地港、船浮港を予定しております。

○奥平一夫委員　ありがとうございます。ぜひ、実施してください。

26ページ、同じく（1）なのですが、多良間港普天間地区の航路拡幅についてはというところで、早期整備を目指して取り組んでいると。この進捗状況を少しお聞かせください。

○村田和博港湾課長　多良間港の航路拡幅につきましては、平成26年度拡幅実施予定としております。

○中川京貴委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員　9ページ、陳情平成24年第159号ですが、現在赤瓦の助成金制度を実施している市町村、そこに出ている15市町村以外にもふえたのでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長　新しいデータは確認できていないのですが、今のところ15市町村ということでございます。

○新垣清涼委員　15市町村に対して県はどのくらいの割合で助成しているのか、していないのか。連携して活用を図っていくと見てはいるのですが。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長　先ほどの発言の訂正をお願いします。

先ほど、15市町村が補助の団体ということで話があったのですが、景観の行政団体として15市町村がなっておりまして、具体的な助成制度を行っている団

体が、那覇市、浦添市、与那原町の3市町となっております。今のところ県が補助しているメニューはないです。

○**新垣清涼委員** 処理概要の中で、「沖縄振興一括交付金を活用した支援策の可能性についても市町村と調整を図っていく」ということになっていますが、その検討をした結果どうなりましたか。それから、その下の段に、「技術研究開発の実実施計画を策定することにしていきます」とありますが、それは今どの段階まで来ていますか。

○**伊禮年男都市計画・モノレール課長** 新たな制度として平成26年度から沖縄振興一括交付金を活用した補助メニューを予定していたのですが、財政当局のほうから既存の補助メニューがあるということで、すみ分けが困難との理由で現在のところゼロ査定ということで認められていない状況でございます。あと、赤瓦の技術開発の計画なのですが、これに関しても平成26年度予算を要望をしているところではあったのですが、優先順位のほうで緑化に関する技術研究を優先してということがありまして、赤瓦に関しては現在計画が立てられないような状況になっております。

○**新垣清涼委員** 観光立県の推進からしても景観というものは沖縄の魅力をつくるために必要です。緑化ももちろんいいことです。ただ、一隅にたくではなくて、いろいろな形で芽出しを図っていくことも大事だと思いますので、ぜひ次年度取り組みをしていただきたいと思います。

31ページ、陳情平成25年第73号。これは那覇市のことなのですが、この瑕疵について検討した結果どうなったのでしょうか。やがて沖縄に雨季がまいりますけれども。

○**徳田勲河川課長** 安里川に関しては、実際に現地で測量や観察を12月末ごろまで行ってございまして、実際は動きがとまっているといたしますか、そのような状況でありました。今、引き続き監視活動をしております。4月から新年度になり、ある程度予算がありますので、何らかの予防策を検討していきたいと考えております。

○**新垣清涼委員** 今のところ変化がないとしても、ここはやはり擁壁がないわけですから、そういう意味では県の方針としてそのまま放置するというわけにはいけないと思います。今動けないとしても、将来的にはそこはきちんと護岸

というか、擁壁を整備するというので、次年度予算も少しついているという話なので、ぜひ整備をしていただきたいなと思います。

次に、32ページ、陳情平成25年第84号。これは傾斜地の危険指定、崩落のおそれがあるということで陳情が出ているわけですが、その後そこはどうなっていますか。

○上江洲安俊海岸防災課長 この陳情は、陳情平成25年第69号と同じ処理概要でございます、竹富ハイツのほうの維持補修工事等の要望なのですが、これについては糸満市が施工している箇所と県が施工している箇所がございます。これが補助事業であるためには、緊急改築の事業計画をつくって補助事業でできるかどうかを平成26年度で検討したいということで、今進めているところでございます。

○新垣清涼委員 ここは斜面において変状が見られると処理概要に書いてあるものですから。そういう変化がある場合には、やはり早目早目に対策をとらないと、災害が起こってからではどうしようもないので、ぜひ早目に地域ともタイアップしながら取り組んでいただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 先ほどの新垣清涼委員が赤瓦について聞いていたので確認をしたいのですが、9ページの陳情平成24年第159号です。赤瓦の屋根の持つ景観の役割というのは、首里高校から鳥堀まで本当に見違えるような城下町の雰囲気が出てまいりまして、大変喜んでいるところです。今、都市計画・モノレール課長のお話で補助はしていないというお話のようでしたが、県の行政の中では一私は前もそのことについて質疑をしたような記憶がありますが、赤瓦に対してやっていると思っているのですが、確認はできますか。職業能力開発関係であるかと思うのですが。

○内間直人建築都市統括監 商工労働部所管で、沖縄県技能評価認定制度というものがございまして、赤瓦のしっくいとか、瓦ぶき、その技能評価をする認定制度を商工労働部で定めてございまして、そこで認定を受けた技術者に対しましては公共工事で赤瓦をふく場合に配置の義務づけをやっております。直接赤瓦への補助というのはありませんけれども、人材育成という面で公共工事で支

援していくというような状況でございます。

○浦崎唯昭委員 ということは、県行政全体で赤瓦施工に対する認識が今言ったような役割が高いということで、技能士の中での補助はしているということですね。

○内間直人建築都市統括監 そういう評価システムの中で、商工労働部が支援をしていると聞いております。

○浦崎唯昭委員 他の部局の話ですが、今年度予算は幾らついているのでしょうか。

○内間直人建築都市統括監 手持ちに資料がございませんので、把握しておりません。後で商工労働部に聞いて資料提出ということでよろしいでしょうか。

○浦崎唯昭委員 県の行政も瓦については先ほど言ったように、首里高校、鳥堀のかかわりでいいまちづくりができていくということで認識が深まってきたと思います。この件に関しても当然やっていただくことはありがたいですし、県行政全体ではそういう形でやっているかと思っておりますので、さらに努力をして城下のまちづくりに役割を果たしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第33号議案沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する

条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 それでは、平成26年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の95ページをお開きください。

乙第33号議案沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由にありますとおり、本議案は、地方公営企業法施行令の一部が改正されたことに伴い、減債積立金を使用して企業債を償還した場合等において、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れることとするとともに、資本剰余金の取り崩しのための規定を削る必要があることから、条例を改正するものであります。資本金への組み入れについてですが、従来、地方公営企業法施行令に基づき、減債積立金又は建設改良積立金をその用途目的に従って使用した場合において、その使用した額に相当する金額を自己資本金へ組み入れていたものが、地域主権の推進等を背景に、同施行令の一部が改正されたことから、今後も継続した会計処理を行うため、資本金への組み入れの根拠を改めて条例に定めるものであります。なお、未処分利益剰余金の処分として、減債積立金又は建設改良積立金へ積み立てる際には、今後も議会の議決により行うこととしております。

以上で、乙第33号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、乙第33号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2について審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続1件となっております。

陳情平成24年第158号の2平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員等入れかえ）

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、環境生活部関係の陳情平成24年第76号外19件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境生活部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境生活部長。

○**當間秀史環境生活部長** それでは、環境生活部所管の陳情について、お手元の資料、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境生活部所管の陳情は、目次にあるとおり、継続16件、新規4件、計20件となっております。

初めに、継続16件中、処理方針に変更がある2件について、御説明いたします。

お手元の資料1ページをごらんください。

陳情平成24年第76号記の1につきましては、環境省が災害廃棄物の処理工程表を公表したことに伴い、変更があった部分について、御説明させていただきます。

その後環境省は、平成26年2月21日付で災害廃棄物等の進捗状況の中で広域処理が必要な岩手県の33万トン、宮城県の29万トンについてこれまでの調整の結果、現時点で1都1府16県91件において実施済み、実施中であり、広域処理必要量62万トンのうち、61万トンは受け入れ実施済みと発表されております。

次に、2ページをごらんください。

陳情平成24年第76号記の2につきましては、応急仮設住宅の提供世帯数等に変更があったことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、11ページをごらんください。

陳情平成24年第200号につきましては、ワンストップ支援センターの設置について、平成26年度新規事業として着手することとしたことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

続きまして、新規の陳情4件につきまして、処理方針を御説明いたします。28ページをごらんください。

陳情第15号産業廃棄物最終処分場に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

県では、ヒ素などが基準値を超過した原因把握を行うため、地元自治会、営農団体及び沖縄市の意見を踏まえて、周辺11地点で平成25年1月からこれまで4回の地下水調査を実施しております。

平成25年8月に実施した3回目の調査終了後、データが蓄積されてきたことから、専門家の意見も踏まえ取りまとめを行っているところであり、ヒ素が環境基準値を超過した原因については、最終処分場の土壌などが還元的な状態になりヒ素が溶出してきていると推測されております。

そのため、株式会社倉敷環境に対して、原因の調査及び生活環境保全上必要な措置を講ずるよう平成26年1月に改善命令を行っております。

県においても、事業場下流側に新たな観測井戸を設置し、汚染の広がりについて調査することとしております。

また、ごみ山改善協定に向けた基本合意書において、ごみ山に起因する環境負荷があった場合は、その環境負荷に対する全ての責任を事業者が負うものとされております。

県としては、今後、事業者から提出される地下水の改善計画について専門家の意見を聴取し対策の有効性を確認するとともに、地域住民へ十分な説明を行い、早急に対策を講ずるよう事業者に対して強く指導していくこととしています。

30ページをごらんください。

陳情第17号持続可能な22世紀に向けた沖縄のアジア太平洋地域拠点イニシアチブに関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1につきましては、国連環境計画（UNEP）は、1974年に閉鎖性水域の海洋汚染の管理と海洋及び沿岸域の資源の管理を目的として地域海計画の策定を提唱しており、現在、世界の18地域（地中海、カリブ海、南太平洋等）において地域海計画が策定され、各計画加盟国において取り組みがなされているところです。

北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）は、こうした地域海計画の一つであり、日本海、黄海、サハリン沖、オホーツク海の環境保全を目的として、日本、韓国、中国及びロシアの4カ国が加盟して1994年に発足しました。

NOWPAPでは、加盟各国がそれぞれ環境保全に取り組むほか、海洋ごみなどについて全加盟国で連携して対応していくこととされています。

県としては、NOWPAPによる海洋環境保全の取り組み等について、環境省等から情報収集してまいりたいと考えております。

2につきましては、地球憲章は、各国のNGOや有識者などから構成する地球憲章委員会（任意団体）より2000年6月に提唱されたもので、持続可能な未来のための価値や原則が示されております。

具体的には、①生命共同体への敬意と配慮、②生態系の保全、③公正な社会と経済、④民主主義、非暴力と平和の4つの分野で、59項目にわたる多くの提言がなされております。

地球憲章については、各分野の提言に関して、個別具体的に検討する必要があると考えております。

31ページをごらんください。

陳情第18号新設予定の基地環境特別対策室に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

米軍施設から派生する環境問題の解決を図るために、地元自治体等とも連携し、国及び米軍に対して、県内における適切な環境保全の仕組みづくりの実現を働きかけていきたいと考えております。

そのために、在沖米軍施設の環境情報や、他国の米軍施設の環境情報等について、地元自治体や外部有識者等の意見も踏まえて調査を実施していきたいと考えております。

32ページをごらんください。

陳情第30号東日本大震災・福島原発事故からの避難者支援住宅の住みかえに関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

県では、沖縄県避難者向け借上げ住宅実施要綱を制定し、平成23年6月より、民間賃貸住宅借り上げによる東日本大震災の被災者に対して応急仮設住宅を提供しております。

仮設住宅提供については、当初2年間だった供与期間を延長して提供しております。

避難生活が長期化するに伴い、避難後にさまざまな事情の変化が生じ、住みかえを希望する避難者がふえつつあることを踏まえて、県としましては、避難元の県と協議した上で、やむを得ない事情が認められる場合に転居を認める方向で検討しております。

今後、国の方針や被災県からの要望及び他県の状況などを踏まえ、引き続き避難者への応急仮設住宅の提供を行ってまいります。

以上、環境生活部に係る陳情案件について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 31ページ、陳情第18号ですが、陳情者の記のところと処理方針が必ずしもかみ合っていないような感じがするのですが、基地環境特別対策室は今スタートしていくときにビジョンとかではなく、どちらかという調

査を実施したり、環境保全の仕組みづくりなどをやっていこうとしているのですか。処理方針がそうなっていて、陳情者の陳情とは少しずれがあると思います。

○當間秀史環境生活部長 基地環境特別対策室は、1点目にこれまで米軍から返還された施設の環境が汚染されていた場合の浄化や、あるいは今後返還される西普天間のような施設の環境浄化についての処理の手続、あるいは情報公開の仕方等々について一体のマニュアルといたしますか、指針をまずつくることがあります。もう一つは、現在の県内にありますそれぞれの基地における環境がどうなっているのかということをも米軍の公文書館なり、あるいはドイツや韓国等へ行って、沖縄の米軍基地の環境情報を集約してまとめるというような調査をするということと、各国における米軍基地の環境のあり方について調査をして検討をして、本来基地の環境はどうあるべきかということをもとめる、そういったことを今考えているところです。

○新里米吉委員 陳情者の要望にもあるのですが、これからその結果等は当然公開していく、県として情報をみんなに提供していくという姿勢であると考えていいのですね。

○當間秀史環境生活部長 当然それは公開していくということを考えております。

○新里米吉委員 次の陳情第30号、32ページですが、陳情内容に対して大体了解していると捉えられはしますが、処理方針の中で、避難元の県と協議した上で、ということは、それぞれ避難先も同じような対応をすることという方針があるのかと思うのですが、それは県によって違いますか。

○當間秀史環境生活部長 今回の避難者向けの借り上げにつきましては、災害救助法に基づく援助ということになっておりまして、これについては国が運用のあり方をまず示しているわけです。それによりますと、基本的には一旦借り上げた住居に入ると転居はできないという基本的な原則がございます。それはなぜかということ、避難というものはいわゆる応急処置でやっているということでもありますので、そういうことからして原則的に応急処置で入居していただいたところを転居ということはまず考えられないということが国の基本的なスタンスです。ただ、実際に避難者を受け入れている、例えば東北近隣の各県に聞

きますと、ある程度の国の原則にとらわれない真にやむを得ない事情がある場合は認めているという運用をしているというところがあって、各県によっても少し取り扱いは異なるようです。

○新里米吉委員 やむを得ない場合は認めるということでの運用で少し緩やかに考えていこうということは、沖縄県もそういう考えですよということですね。

○當間秀史環境生活部長 そういうことです。例えば、健康上の理由でその借り上げ住宅で居住するのは難しいとか、病状をよくするためには病院の近くのほうに転居したほうがいいのか、あるいは、家主の都合によって出て行ってほしいという場合とか、その他その借り上げ住宅に居住することがどうしても避難者に対して著しく不利益とか、あるいは被害が及ぶというような場合には避難した県と協議してそれは柔軟に認めていこうと考えております。

○新里米吉委員 少し質疑が違いますが、陳情と直接的というか、間接的な関連で行います。

新聞にPCBの問題が出ておりました。嘉手納基地のPCB、1987年に米軍は把握していたけれども、それを公にしなかったということが沖縄の2紙とも取り上げておまして、その件について県はどの程度現時点で実態把握をしているのか伺いたいと思います。

○當間秀史環境生活部長 この件に関しましては、知事公室が出している「沖縄の米軍基地」という冊子がございます、その250ページに昭和61年11月25日の変圧器処分場に保管されていた変圧器からPCBが漏出し、土壌を汚染。変圧器は米国に返送され、汚染土壌の掘削は平成4年に完了したというものがあります。さらに、詳しいのは事件当日の問題が発覚したころの「沖縄の米軍基地」の中に詳しく記述されておまして、これは平成5年12月版の「沖縄の米軍基地」ですけれども、その228ページでPCB漏出事故ということで、少し長いですが、割愛しながら読み上げます。平成4年1月31日、太平洋軍、軍備撤廃運動という市民団体が入手した米下院軍事委員会環境回復審議会の太平洋基地視察報告書、レイ報告書の内容を公表したと。そのレイ報告書は嘉手納基地内の1カ所がPCBに汚染されていたと指摘していたと。嘉手納基地報道部はこの事実を認め、PCBの除去作業をしていたことを明らかにし、除去作業は平成4年春いっぱいかかる見込みであること、経費は40万ドルを使うと

いうことを明らかにしたということ。それから、その年の2月27日、日米合同委員会は在日米軍基地のPCB問題について環境分科委員会で協議することに合意したということで、その後に嘉手納飛行場でのPCB除去作業は6月24日に完了し、7月9日環境分科委員会の日本側議長が嘉手納飛行場の除去作業を視察したということでもあります。というようなことで、県としてはこのことについては把握していたということでもあります。

○新里米吉委員 嘉手納飛行場は相当広いですから、どのあたりでのPCB汚染だったのか、民間地域との距離とか、民間地域に近ければその周辺は民間地域でも異常がないかどうか、現時点で時間はたっているけれども、土の中に汚染がたまっているということがないのかとか、こういった情報収集はこれからやりますか。

○當間秀史環境生活部長 まず、先ほど申し上げた平成5年12月版の「沖縄の米軍基地」の中では、その当時沖縄県が平成4年の12月から平成5年までに実施した基地周辺の水質分析ではPCBは検出されていないということ。それから、平成4年6月から11月にかけて実施した基地従業員の特別健康診断の結果でも異常はなかったという記載があって、その当時については特に問題にはならなかったということではないのですが、そういうことは実施されております。ただ、今回の基地環境特別対策室ではそういったことも含めて米軍の公文書館なり、もっと詳細な情報等も収集していろいろな角度から分析はしていきたいと思っております。

○新里米吉委員 もう一つは、沖縄県赤土等流出防止条例—赤土条例の違反の問題ありましたね、高江のほうの。あれは前にも要望したと思うのですが、現地調査はどうになりましたか。

○當間秀史環境生活部長 前にも今後立入調査を行うという答弁を申し上げましたけれども、今沖縄防衛局のほうと調整中です。日程についてはまだ定まっておられません。

○新里米吉委員 ということは、県としてはまだ状況把握ができていないということですか。

○當間秀史環境生活部長 現地に立入調査ができていないという意味では、ま

だ状況調査ができていないということでもあります。

○新里米吉委員 条例違反が起きていて、県が立入調査を要請してもなかなかいつまでたっても入れてくれないということは、これはある意味県から抗議をしないとイケないような話ですよ。相当な日数がたっていますよね。私が立入調査をすべきではないかと言ってからでも結構時間がたっているわけですから。見せてもくれないということは、これは米軍に問題があるのですか、沖縄防衛局に問題があるのですか。

○當間秀史環境生活部長 基本的に、こういう基地内で環境汚染等の問題が起きたときに、立ち入り要請をしてから通常2週間程度かかるような状況がございます。ですから今、県としましては3月27日には立ち入れるように調整をしているということでもあります。

○新里米吉委員 赤土を置くべきでない場所に置いて、それが場合によっては流れるかもしれないと。やはりそういう赤土汚染を起こさないためにはきちんとした指定の場所をつくってやっているのだらうと思うのですが、それを守らなかったということですから、そういったものが2週間もかからないと入って見れないということもどうかなという感じがします。余りにも米軍がこのようなやり方をされると何か裏で工作をして、それまでには片づけておいて、できるだけ2週間ではばれないようにしようと、実態がはっきりさせないようにしようというものがあるのかなと、むしろ疑いまで持ちたくなるので、できるだけそういう立入調査は早目にできるように皆さんから米軍にも申し入れたり、特に沖縄防衛局に対しては厳しく対応していく必要があると思うのですが、環境生活部長はどう思っていますか。

○當間秀史環境生活部長 これまでたび重なる米軍基地で発生する環境問題については、こういった手続を経てやっとそこに立入調査ができるというような状況でしたので、我々としても今、日米合同委員会の中で環境条項を設定して、直ちに日本側が基地内に立ち入れる方向で進めていると聞いておりますので、それがぜひ実現できるようにと我々も今後また知事公室と一緒にやって要請をしていきたいと思っております。

○新里米吉委員 何年前でしたか、沖縄県生活環境保全条例の中で確かに日米地位協定やら何やら障壁はあるけれども、沖縄県の意味としてこういう環境問

題が起きたら調査できると、基地内も調査するのだという条文を入れたことがあります。これは与野党で相談して、時間がかかったけれども、2回ぐらい継続して、3回目でいろいろ水面下でも与野党で話し合いをしながら条例をつかって、沖縄県としての姿勢を示して、こういった環境問題はきちんと調査できるようにしようということもあるので、条例にこれをつかってあるので、そういう意味ではもっと強い姿勢でしっかり臨んでください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今の新里委員の質疑を受けてお聞きしたいのですが、環境生活部長も対策に大変困っておられると。しかし、困るだけではしようがないので、どうすれば抜本的な解決策になるのかということを知恵を出したことはありますか。

○當間秀史環境生活部長 基本的には、当該地域がやはり日米地位協定の世界の中で制御されている地域なので、我々としては環境条項をぜひともつくっていただきたいというのが今一番力を入れているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 沖縄の赤土問題というものは、この地域だけではなくて、農業とか多面的にたくさんありますよね。そういう意味では、担当部のほうがどうすれば防止できるのかということを知恵を出すべきだと思います。そこで、赤土条例というものをつくられていますね。これはどうしてつくられたのですか。

○當間秀史環境生活部長 基本的に、その条例がつけられた当時も、今の時点においても状況は変わらないと思いますけれども、要するに赤土一陸域から流出する赤土によって海域が汚染され、そういう海域の水質汚染、汚濁、それによる漁業被害の問題とか、観光への影響等々があつて、これを防止するために条例が策定されたものと考えております。

○嘉陽宗儀委員 結局、この赤土条例をつくるときに私も委員として議論に参加をしたのですが、問題は赤土をどんどん出してもお構いなしという条例になっていて、今後問題がどんどん出てくるということを指摘した覚えがあるのですが、今の赤土条例というものは罰則規定はありませんよね。

○**當間秀史環境生活部長** 条例の中で、特定事業行為者については罰則の適用がございます。

○**嘉陽宗儀委員** その罰則に基づいて違反者に対して罰したことはありますか。

○**當間秀史環境生活部長** 条例が施行されて以降、今のところ1件もないようです。

○**嘉陽宗儀委員** 結局は条例をつくったけれども、何の防止の役目も果たさないという懸念が現実のものになっているのです。そういうことを繰り返さないためにいい方法はありませんか。

○**當間秀史環境生活部長** 沖縄の赤土の流出量の話なのですが、これは条例が施行されてから今日に至るまでその当時の量の約半分、46%程度に流出量が抑えられていると、条例ができたおかげで。そういった意味では、この条例の効果はあったのではないかと考えております。

○**嘉陽宗儀委員** もっと効果を高めるために、この赤土条例の5番目に特定事業者の行為者という格好で規定されていて、その中身を見ると、国その他規則で定める団体については罰則を除くとなっていますね。どうですか。

○**當間秀史環境生活部長** そのとおりでございます。

○**嘉陽宗儀委員** これはせつかく罰則規定もつくったのですから、有効にするという方法はないのでしょうか。

○**當間秀史環境生活部長** 基本的に赤土条例というものは、人を罰するとか、罰金を取るというのが主眼ではなくて、より赤土の流出を抑えるために県民一体となって取り組んでいこうというのが主の目的でありますので、罰則を強化するということは考えていないところであります。

○**嘉陽宗儀委員** この趣旨は、みんなが善意者、悪いことはしないだろう、まさか赤土でどんどん意識的に汚す者はいないだろうという善意の立場でのもの

になっています。しかし、事実はそうではないのです。具体的に案を出します。同条例第2条第5号の括弧がありますね。国その他規則で定める団体云々、これはそっくり削除して、罰則免除規定はなくしてしまう。そして、これについては第9条以下もありますけれども、調整をして少なくとも全ての事業者が免除するのではなくて、やはり悪いことをしたら法の下での平等で罰されますよという基本的な立場をきちんとつくっておく必要があるのではないですか。

○當間秀史環境生活部長 これまでの赤土条例の施行以降、沖縄県の赤土の流出量がおおよそ半減はいたしました。その中で、半減した主な理由は開発行為からの流出量が減ったということであります。相変わらず農地からの流出は全体の86%を占めているのですが、開発行為からの赤土の流出量は減ってきているわけです。その開発行為の8割方が国、県、市町村のいわゆる公共工事によるものだったのです。それがここまで落ちてきたということは、国、県、市町村の赤土条例に対する取り組みが効果をあらわしてきたということであります。特に、罰則があったから国、県、市町村の団体が赤土条例を遵守することをしてきたわけではなくて、やはり沖縄県の美しい海を守るために公共工事において赤土を出さないでおこうという共通の認識があったものと理解しているところです。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方の努力を評価しないわけではないので、減ってきたのも事実です。しかし、多くの事業者が注意すれば素直に聞いて防止策をとるけれども、全然聞かないのが米軍ですよ。沖縄防衛局の工事。これを聞かせる方法がありますか。

○當間秀史環境生活部長 これまで沖縄防衛局においても工事をする場合の赤土条例に基づく届け出を適正に行っていたところで、今回この1件がそういうことになったのは非常に我々としても遺憾ではありますが、この1件をもって沖縄防衛局がこの条例を守っていないということを言うのはなかなか難しいと思います。

○嘉陽宗儀委員 難しいから執行部も議会も一体となって、米軍にも沖縄防衛局にも物が言えるような体制をつくるべきだと思います。そこで、先ほどの削除の話を提起してみたのですが、ところが今政務調査課のほうに聞いたら多良間村でもヤシガニの件で議員提案で条例をつくったけれども、そのときに結局は罰則が入るものですから検察庁と調整することになる。そういうことになっ

ていると言うのです。それで今、検察庁と調整をしてくださいと要望していますが、皆さん方が何ができるかという面では、この法を研究して、クリアできるようにして、米軍も沖縄防衛局も含めて県民にひとしく、法の下での平等で赤土を出させないという体制をつくるために頑張ってみたらどうですか。

○當間秀史環境生活部長 これまでも県としましては、いろいろな赤土の研修会を持ったり、あるいは協議会を持ったりしております。今回改めて国、市町村を含めた研修会を持って、あるいは協議会を持っていま一度赤土条例の趣旨を徹底していきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 頑張ってください。

次に、8ページ、陳情平成24年第162号の2、ヤンバルの森の皆伐問題ですけども、現在皆伐の状況はどうなっていますか。

○富永千尋自然保護課長 今、手元にあるもので平成25年度の国頭村有林における収穫伐採の計画ということで、4カ所、合計8.8ヘクタールが計画されているということです。

○嘉陽宗儀委員 私は計画を聞いているのではなくて、現状はどうなっていますかと聞いています。丸坊主にしてる山を、現場は見ましたか。

○富永千尋自然保護課長 夏に1回現場を見ております。その後、この計画に沿って収穫伐採が行われていると考えております。

○嘉陽宗儀委員 それはやはり担当部局がきちんと現場も調査をして施策に反映しないと。はげ山にしたそのままの状況で野ざらしにされて、今赤土がかなり流れ出ていますよね、伐採されたところは。林道建設も含めて。確認したことはありますか。

○富永千尋自然保護課長 収穫伐採された場所における赤土の調査というものは特に自然保護課では行っておりません。

○嘉陽宗儀委員 やっているのでしたら褒めようと思っていたのですが、やはり問題ですね。農林水産部森林緑地課もそうなのですが、特に皆さん方のほうが環境保全の立場からきちんと対応していかないと。木は50年ものイタジイ

でも100年ものものが伐採されて、ノグチゲラのすみかが全部奪われている。こうなっているのです。それから、向こうのほうではヤンバルクイナの輪禍が盛んに言われていますが、あれは伐採をされてすむところがないものですから、今は道路を横断して養豚場のほうへ餌を求めて道路を横切る、すみかを奪われている。だから、どんなにヤンバルクイナの交通安全に気をつけますよと言っても、食の場所を奪われて、すみかを奪われて、道路を横切って交通事故に遭うような状況をつくっているのですから、これはやはり総合的に改めてこの問題については取り組んでください。どうですか。

○富永千尋自然保護課長 確かに、ヤンバルはヤンバルクイナに代表される希少種が住む場所で、かつ世界自然遺産の候補にもなっているということで、非常に生物多様性が豊かでそれを保全する必要がある場所です。もう一方で、やはりそこで林業が営まれているということは、長い国頭の歴史の中で営まれていることですので、今森林緑地課のほうでもこの中をどういうふうに共存していくのかという検討を進めているところです。恐らく今後、世界自然遺産になって国立公園化ということを図る場合に、保全する場所と利用する場所というものが次第に明確になってくると思いますので、そういう中で調整を図っていく必要があると考えます。

○嘉陽宗儀委員 今の答弁の繰り返しでは全然よくならないです。向こうの林業農家といいますけれども、森林法でしたか、何組合法だったか、これを見ると専業林業家でないと本来組合はない。特に言えばヤンバルは一面積は忘れましたが、それ以上の林業家というものはいないですよ。今組合員というものは、チップをつくる工場で働いているから。要するに、組合資格が必要だから林業でチップづくりをしている皆さん方は全部林家として組合に入れて、そしてかろうじて今維持しているわけであって、本来いうものではないです。しかも費用対効果を一私も監査をしているときに行ったらでたらめですよ。イタジイの木を切り倒して、そして新しい植樹と言ってまたイタジイの木を植える。こういうことの繰り返しはだめですから、やはり改めて、沖縄県に世界自然遺産登録の希望をみんな持っているのですから、ここでそれを打ち壊すようなことは、皆さん方はやめさせていかないといけないという決意だけお願いします。

○富永千尋自然保護課長 ヤンバルの森林に関しては、いろいろそういう議論があるところだと思います。ただ、我々行政としては、そういった相反するいろいろな考え方というものを調整をして、そして今いう保全と利用の両立を図

っていく、こういうことが重要だと考えます。

○嘉陽宗儀委員 この30ページでも、国連環境計画でいろいろやるようになっていきますよね。だから、いかに共生を図るかではなくて、まず林業をどう守るか、自然をどう守るかが前提にならないと、皆さん、その哲学は少し薄いのではないかと思うので、まずは今の世界自然遺産登録をするために自然をどう守るかということを中心に考えて対応していかないと、なかなかいい業績は残せませんよ。どうですか、もう一度決意を。

○富永千尋自然保護課長 おっしゃるとおり、基本軸は我々は保護のほうですので、一つやはりそういう大事な場所を守っていくということが大事です。

○嘉陽宗儀委員 この質疑はここで終わって、頑張るかどうかは後でずっと見ます。

次に、陳情平成24年第200号、11ページ。ワンストップ支援センターの問題ですが、これは皆さん方が頑張って中部病院に設置することになっているようですが、少し説明してもらえませんか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 性被害者支援のワンストップ支援センターにつきましては、平成25年度の5月から11月にかけて関係者、いわゆる医療機関ですとか、警察、相談機関、行政などそういった関係機関で検討委員会を持ちまして、まず沖縄県においてどういったワンストップ支援センターが望ましいかということについて検討を行った結果、24時間365日の体制で病院を拠点とする支援センターが望ましいという方向性が出ました。それを踏まえまして、県といたしましては平成26年度から新規事業としてワンストップ支援センターを設置することを目的に事業を実施していく予定でございます。

○嘉陽宗儀委員 その設置は非常に評価します。特に、設置場所を中部病院にした理由は何かありますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 まず、被害者が被害を受けてからの27時間以内に医療的な処置を行うということが非常に重要になってきます。そうした場合、県内で産婦人科の救急を受け入れるところ、そういった病院がまず必要であろうと。その中でも中部病院は、これまで県警察のほうからの被害者を受け入れた実績が一番多くございます。そういったノウハウも蓄積していると

いうこと、それから、このワンストップ支援センターはとりあえずは中部病院を拠点にということでやりますが、今後県内の北部なり、南部、あるいは離島地域、そういったところでどう対応していくかというようなことも検討する必要がありますので、そういった公的な機関が担うことがふさわしいのではないかという考えでございます。

○嘉陽宗儀委員 中部病院に置いたのも非常にいいのですが、やはり那覇市が人口も多いので那覇圏もやるべきではないかということと、ヤンバルはどうするかという話もありますので、これについては各地域、特にこれは精神的にもケアが大変必要ですし、専門医も必要ですから、設置できるように頑張ってください。決意をお願いします。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 まずは、中部病院を拠点として被害者にとって本当にどういったケアが必要かということに関係者と検討しながらそういったシステムをつくり上げていくと。その後に、北部、南部、離島に対してどういった形で展開していくかということも含めまして、今回実証事業という形で当面は3年間という期間の中で一応実証事業をやっていく予定でございますので、その中でそういった今後のあり方についても検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 以前、土木環境委員会でこれは非常に重要なので、特に専門医をどう養成するかということで、産婦人科の医師などを含めて研修会をするとか、それから助産婦だけではなくて、小児科の医師も含めて対応できるように協力といいますか、これをやっていくべきではないかと。相談する人がふえるということがないと十分に対応できないと思います。始めたかどうかと前に要望しましたが、この取り組みは始めていますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 性暴力被害の場合、産婦人科だけではなく、やはり対象が子供であった場合には小児科、あるいは外科的な被害を受けている場合にはそういった外科の医師の連携が必要でございます。そういったことから、今、医師会を通じてそういった取り組みを始めていこうということで検討を始めさせていただいているところです。

○嘉陽宗儀委員 今、検討の段階に入ってきているという理解でよろしいですね。

最後に、陳情第15号について。沖縄市の産業廃棄物の問題で出されていて何方かずっとありますけれども、これについてヒ素の問題で、あるいは因果関係がなかなかこれまできちっとしないということでしたが、前に予算特別委員会で事業者の責任はどうかということでも聞きましたけれども、あれから明らかになりましたか。ヒ素が検出された、それはどういう原因によるものなのかということとは。

○比嘉榮三郎環境整備課長 先日お話ししました第3回目の8月の調査結果をもちまして、専門委員の4名の先生方に原因等についてお聞きしております。やはり、最終処分場の可能性が高いということがわかってきております。そして、第4回目は11月の調査結果につきまして今取りまとめをしているところでありまして、これについても専門委員の意見を聞いて結果について総合的にまとめたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 従来、皆さん方はヒ素が見つからないように水質検査もしているということも言ってきましたけれども、ようやく今になって向こうからヒ素が検出されたということも非常にはっきりしているので、改めて今後このヒ素は、この企業、株式会社倉敷環境の責任だということでも皆さん方は対応はしていくべきだと思うのですが、どうですか。

○當間秀史環境生活部長 第3回目の調査、それから11月の第4回目の調査—速報値におきましてもやはりヒ素を含めベンゼンとか、1,4-ジオキサン等が検出されております。これは明らかに自然界にはない物質なので原因的にやはりこれは株式会社倉敷環境の蓋然性が極めて高いという結論を我々はもっております。そういうこともありまして、平成26年1月29日にはそういったことを踏まえて株式会社倉敷環境に対しては地下水対策について実施するよう改善命令を出しているところであります。

○嘉陽宗儀委員 今まで株式会社倉敷環境は、ごみ山問題もそうですけれども、不法投棄とか、北谷町の宮城でも不法投棄で捕まったり、いろいろなことがありましたよね。その都度私は事業者に対して警告をしているのかということも聞きましたら、皆さん方は頑張ってたくさん警告をしていますよね。何回ぐらい警告をしていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 平成16年ぐらいから警告書等を発しておりますけ

れども、平成16年に1回。管理型安定型の最終処分場がありますけれども、改善命令を5回、そして去年事業停止命令を行っております。また、平成9年、10年ぐらいからずっと監視指導をしておりますけれども、その監視指導件数にしても平成24年度ぐらいまでに大体百三十数回等行っております。

○嘉陽宗儀委員 やはり、今言った回数を見ても異常事態だと私は考えますけれども、どうなのでしょう。

○當間秀史環境生活部長 これまでそれだけの回数を経たということは、やはりかなり難しい事案ではあったということではありますけれども、ここに来てかなり改善されてきているので、やはりこれまでの指導がかなり実ってきたものと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 法令違反にして今のようなごみ山問題もあるわけですから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律もいろいろあって、私は刑事告発すべきだと。そうしないとなかなか解決しないだろうと考えていますが、皆さん方はそういう提案については検討したことはありますか。

○當間秀史環境生活部長 基本的には、今後改善命令をして、それから業務停止等々を踏まえた上で、状況が改善していない場合においてそういうことは今後考えられるとは思いますが、今のところはそういったことは考えておりません。

○嘉陽宗儀委員 考えると言っているのですが、ただ問題はどれだけ改善したらいいのか、告発を免れるためにやるまねをしているのでしたらこれはかなり問題がありますよね。それは皆さん方なりに基準を決めていたらどうですか。聞かなかったらやりますよと。

○當間秀史環境生活部長 我々としても、この問題というものは今ヒ素が出ている、場合によっては社会的な影響が出てくることも考えられるので、それなりの対応をしようということで考えているところであります。

○嘉陽宗儀委員 汚染水の問題でどう対応するのかということは非常に難しいのですが、ごみ山のところの浸出水はどのように対応されていますか。

○**當間秀史環境生活部長** ごみ山の浸出水については、1カ所に集水ますを設けまして、そこからさらにポンプアップをして、またごみ山に散布しているというようなことをやって循環させております—失礼しました、焼却炉で使っているということです。

○**嘉陽宗儀委員** 現場は見ましたけれども、ごみ山があって、やはり地下浸透するようになっていきますよね。集水もしていない。しかも皆さん方は下のほうにポンプ場みたいなものをつくって、それをくみ出してまたごみ山にやっていますよね。そういうことの繰り返しでしたら、ますますヒ素は解決しないので、行政がちゃんと監視しているということは示してください。決意をお願いします。

○**當間秀史環境生活部長** この問題については、我々は厳しく対応してきたつもりでございますので、今後とも同様の姿勢をもって対応していきたいと思えます。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** 今の嘉陽委員の質疑に関連して質疑をしたいと思います。
そもそも株式会社倉敷環境のこの処分場から出ている問題というものは、どんな問題が幾つぐらいあるのでしょうか。

○**當間秀史環境生活部長** 当該の問題は2つございまして、1点目は許可基準を超えて廃棄物をその処分場に積み上げたということが1つの問題点。あと1つは、当該地の地下水から環境基準を超えるベンゼン、あるいはヒ素、ジオキシン、ホウ素、フッ素等が検出されているということ、この2点だと思えます。

○**奥平一夫委員** 廃棄物を積み上げてきたというものはいつごろから始まっているのですか。今、何万トンぐらいあるのでしょうか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 平成12年ごろからごみが許可基準以上に積み上がってきているだろうと考えております。そして現在、安定型と管理型の両方あるのですが、管理型最終処分場、約40万から42万立米ぐらいが今現に基準値を

超えているとの測量結果は出ております。

○奥平一夫委員 今の環境整備課長の答弁の中で、平成12年ごろから積み上がってきたらうという曖昧な答弁ですよね。この廃棄物処分場については、県がきちんと監視をしながら違法がないかどうか、基準に合っているのか、不法投棄がないか、あるいはその処分場が大きくなっていないかとか、いろいろな問題があると思うのですが、そういう監視というものはなさっていなかったのでしょうか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 平成9年から平成24度までに百三十数回ということで、保健所では毎年監視指導をやってきているという事実はあります。

○奥平一夫委員 そして、もう一つの問題は、汚染水が浸出しているという。これは原因といたしますか、浸出源というものはどこだと想定をしていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 やはり自然界で発見されないジオキサンであるとか、ベンゼンであるとか、そういうものが最終処分場周辺に一現在11カ所でモニタリング調査をしておりますけれども、その11カ所の中でもやはり最終処分場の周辺の4カ所で見つかっているということを考えますと、専門家の御意見のとおり最終処分場からの可能性が高いと考えております。

○奥平一夫委員 汚染水のもとには処分場だと断定をするということでもいいですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在、3回目の結果をもちまして専門家の意見を聞いております。そして、4回目の結果をもちまして専門家の意見を聞くと、そして再度また現地のほうも確認していただき、総合的に最終判断をしていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 今の最終判断というものは、どういう判断ですか。その最終判断をしてどのような対処をしようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○當間秀史環境生活部長 基本的には「ゴミ山改善進行管理協議会」一協議会というものがございまして、地元の沖縄市ですとか、その区ですとか、営農団体、7者でつくる協議会の中で4回の調査をもって報告書をまとめて対応を

検討するという粗筋になっております。3回目で県としては中間報告を出して、今回4回目がまとまります。それをもって最終的な報告をして、今株式会社倉敷環境に由来する汚染であるという蓋然性が極めて高いので、先ほど申し上げましたように既に株式会社倉敷環境に対しては1月の時点で地下水の水質改善の命令をしております。そして、最終報告とともに株式会社倉敷環境のほうから今後の水質改善計画というものが出されますので、その水質改善計画が適当なのかどうかについても今後協議会の場で話し合いをしていくということになります。

○奥平一夫委員 今までの対処とほとんど変わっていないということですか。

○當間秀史環境生活部長 原因につきましての最終判断といたしますのは、今中間報告については倉敷の事業者から出た分が極めて蓋然性が高いという中間報告が出ています。そして最終報告でそれを裏づけをして、これを協議会のほうに示していくということになります。

○奥平一夫委員 今の陳情者の皆さんは、とにかく皆さんがおっしゃったように浸出水のもとやはり処分場だと。これは明確になりつつありますよね。そうしますと、いわゆる汚染水が拡散しているというおそれを地域の住民は非常に心配しているわけです。ですから、そういう汚染水をどうとめていくかということの原因を含めてですが、そういうことを今訴えているわけです。そして、その抜本的な対策というものは4回目の調査の後にそれを検討するということなんでしょうか。

○當間秀史環境生活部長 我々は1月29日に事業者に対する水質改善命令を出していますので、それを受けて事業者はコンサルタントに委託して水質の調査をし、それから改善計画を今策定しております。それを環境生活部の報告書とあわせて検討をしていくということになりますけれども、県としましてもこれとあわせて新年度にさらに下流のほうに二、三カ所モニタリングのための井戸を掘ることにしておりますので、それで下のほうまで拡散しているのかどうかを観測するということになっております。

○奥平一夫委員 この観測結果については、いつごろをめどに結果を出そうと考えていらっしゃるでしょうか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 これにつきましては、今観測井戸をどの場所につくるかということでコンサルタントのほうにも委託をしているところです。その報告があり次第、観測井戸を4月、5月、6月ごろに掘りまして、早目に水質等についても検査をしていきたい考えております。

○奥平一夫委員 今そういう答弁でしたけれども、非常に心配をしているのは地域にこの汚染水がどこまで浸出しているのかということ。そのための調査を観測井戸を設けてやるということでしょうか、県のほうでこのような調査をしてここまで被害が出ているという結果が出たときに、この防止対策といいますか、環境汚染防止対策、あるいは地域への被害補償とかという問題がかなりクローズアップされてくるとは思うのですが、この辺について県はどのような考え方を持っているのでしょうか。将来的な問題ですけれども。

○當間秀史環境生活部長 これは当然事業者責任で行ってもらい必要があるということ。これにつきましては、7者協議会を立ち上げたときにもそういう汚染が事業者の責めに帰すという場合は事業者で賠償などの責任は全て負うという協議書の内容になっております。

○奥平一夫委員 事業者の地下水の改善計画を見てということになるわけですが、この業者さんは今の質疑の中だけでも139回のペナルティーを受けていると。ましてや改善命令も5回も受けている。これは平成9年から続いているわけですね。これは明らかにこの業者はまず県の言うことなどには聞く耳を持たないということですね。それに対して、皆さんほとんど指導の効果がないということなのですが、どうしましょう。

○當間秀史環境生活部長 これについては、株式会社倉敷環境というものはありますけれども、経営者もこれまで変わってきておりまして、近年は県の指導改善に対しかなり耳を傾けているという状況はあります。

○奥平一夫委員 皆さんがこの処理方針の中でも、事業者に対して早急に対策を講じるよう強く指導していくという処理概要を示していますが、強く指導するということはどういう意味ですか。告発も含めてという意味ですか。

○當間秀史環境生活部長 これまでもいろいろな指導もしてきましたし、それから改善命令も行っていました。改善命令が守られない場合は、業務停止

命令、事業停止命令も行ってまいりましたので、そういう方向で今後も同じように厳しくやっていくということでございます。

○奥平一夫委員 これは対抗措置として、強制的に免許剥奪や、告発とかということも考えられますか。

○當間秀史環境生活部長 こういった業務改善命令とか、あるいは事業停止等を行っても状況が改善されないというようなことが現出されれば、今おっしゃられたことは当然出てくるだろうとは思われます。

○奥平一夫委員 もう一つはごみ山ですね。このごみ山はやはり原因と申しますか、もとになっているわけですから。例えば、そういう行政の代執行という一事業者がまだ資産というか、何かを持っているということであれば、彼らにやらせるということが大事かもしれませんが、これは早目に改善命令や警告やら何やらと、こんなに何百回も起こしているような事業者に対してちゅうちょしていると汚染が拡大していくという可能性が十分高いですし、いわゆる積み上げられたごみ山を本当になくしていくには何年かかるかわからない。そういう意味では、早目に行政代執行という手を取りながら、完全に彼らから免許剥奪するというぐらいの強い姿勢で臨むべきだと思いますけれども、環境生活部長の見解を聞かせてください。

○當間秀史環境生活部長 これまでも我々としては厳しく強い姿勢で当該業者には臨んできておりますので、今後とも同じ姿勢をもって厳しく当たっていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 環境生活部長、少し甘いと思います。厳しくないからこのように相当ばかにされて改善命令を何度も何度もということだと思いますから、皆さんは免許の取り消しも含めて、告発もしていくというつもりはあるという答弁も今なさいましたので、この辺も含めて事業者に対しても厳しく当たっていくということをぜひみんなの前でお示してください。

○當間秀史環境生活部長 当然、我々は法律に従って事業者に対して指導もし、改善命令もし、業務停止もしてまいります。きちんと法に従って厳しく対応していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 31ページ、新設予定の基地環境特別対策室に関する陳情についてお伺いをいたします。

今、3100万円の事業費が計上されていますが、この事業費をどういう使い方をするのかということが非常に陳情者の気になるところといたしますか、沖縄県はこれだけの予算を使ってどういうことを一体しようとしているのかということだと思いますが、どうでしょうか。

○當間秀史環境生活部長 3000万円の中身なのですが、基本的には旅費と委託事業、各種調査、あるいは分析調整、それから委員会の運営に要する経費ということになります。

○奥平一夫委員 この陳情者の方は恐らく事業費の中身が見えないというようなことでの質疑だと思います。そういう意味で、沖縄県がどういうビジョンを持ってこの問題に取り組もうとしているのかという素直な疑問をこの陳情の中に入れていたのです。どういうビジョンを持って取り組もうとしているかということについても一これを見ても非常に抽象的な処理方針になっているので、取り組みのビジョンといたしますか、考え方をできれば細かく教えてください。

○當間秀史環境生活部長 これについては各種環境情報の収集を図るとか、あるいは返還予定地の環境調査のガイドラインを策定した上で新たな基地における環境保全の仕組みづくりをつくっていくという、漠然としたビジョンになりますが、要するにこれまで余り米軍基地の環境問題については情報が実は我々も少なく、明確にその情報をもとにしてこうしたビジョンを打ち立てることがなかなかできないのが実情でございます。

○奥平一夫委員 そういう意味では、皆さんも処理方針の中で、自治体や外部の有識者等の意見も踏まえて調査を実施していきたいと述べておられますが、この皆さんの一実は資料を見させてもらっていますが、例えばこれはどうだろうかという提案みたいなものがあります。1つは、国による土地履歴調査を検証してほしいと。沖縄県独自、あるいは宜野湾市等の関係機関、関係団体と協力した調査を実施すべきではないのかという。これについてはいかがでしょうか。

○當間秀史環境生活部長 基地の環境情報を収集するときに、やはり土地の履歴というものは非常に重要な情報になります。そういった意味では、我々も、

これは先ほどから申し上げますように、公文書館、あるいはこれまでの各地の航空写真等々も収集した上で、地元の市町村と連携をしてやっていきたいとは考えております。

○奥平一夫委員 もう一つは、この調査対象の物質のリストの拡大という意味での提案です。これは県が直接ということはなかなか難しいところなので、国に対して米国内で実施されている米軍基地の環境調査や浄化に係る法令等を参考にして米軍基地内の土地利用や汚染の実態を予測して調査対象項目や調査方法等を修正することを求めるということについてはいかがですか。

○當間秀史環境生活部長 今回の基地環境特別対策室においては、例えば韓国であるとか、あるいはドイツ、フィリピン、あるいはアメリカにおける基地の運用、要するに環境運用の実態を調査しますのでその中でそれはわかってくるものと思っております。

○奥平一夫委員 米国において米軍の環境調査というものは非常に厳しいわけですね。ところが国外にいきますと、特に日本や沖縄によりますと、やはり日米地位協定にかなり守られているせいか全然そういう基準の約束を守らないということがあるので、国の環境調査や浄化計画案を検証できるように米国等で実施されている米軍基地の環境調査、浄化に係る法令等についての情報収集や分析はいかがでしょうか。

○當間秀史環境生活部長 まさしく今回の基地環境特別対策室ではそういったことを明らかにしていきたいということを考えております。

○奥平一夫委員 やはり、こういうことは地元住民と情報を共有するという意味でインターネットであったり、あるいは広報であったりというような形でぜひ情報発信を使って、さまざまなツールを使って、住民に広報していくということが非常に大事だと思っておりますが、こういうことについてはいかがでしょうか。

○當間秀史環境生活部長 今回の沖縄市のドラム缶問題がいい例だとは思いますが、情報公開についてはかなり沖縄市も沖縄防衛局も県も積極的に情報を提供して市民に周知を図ってきたところでもありますので、これについては今後ともそういう情報公開というものは当然行ってまいります。

○奥平一夫委員 いずれにしても基地内のことでもありますので、やはり米国で実証されている米軍基地の環境調査や浄化に係る法令というのは非常に重要になってくると思います。これはぜひ国と一緒にやってこの辺のことも提供できるようにぜひ頑張っていたいただきたいと思います。期待をしております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 10ページ、陳情平成24年第171号ですが、世界自然遺産登録に向けて県は鋭意努力をしておられると思います。これは登録に向けた条件整備に努めますとなっているのですが、何か環境省との連携とか、あるいは国立公園化に関する検討会とか、そういったことを経ての年次計画とかいったものはあるのでしょうか。あれば、例えば平成26年度の計画はどうなっているのか教えてください。

○富永千尋自然保護課長 今、環境省と沖縄県、さらに鹿児島県、林野庁の4者が主に世界自然遺産にかかわりながら仕事をしております。今、環境省のほうから出ている最短といいますか、現時点で世界自然遺産登録は最短で平成28年というような一つの目標を置いています。当然その前に国立公園化というものを図らないといけないということがございまして、現在のところ国立公園になっているのは候補地のうち西表石垣国立公園の1カ所だけとなっております。ですから今後、ヤンバル地域と同じく候補地になっている徳之島、それから奄美大島、この国立公園化を図っていかないといけないというようなそういう手順を進めることとなります。

○新垣清涼委員 それでは、地域の皆さんが取り組むこと、それから地域の市町村が取り組むこと、県が取り組むこと、いろいろされていると思いますが、そういった中で村民、地域の人たち、あるいは県民が取り組むこととしてどういうことが課題として上がっていますか。

○富永千尋自然保護課長 今、まず当面の課題として大きく分けると、1つは遺産の価値をちゃんと保護しないといけないということがございます。そういう課題の上において一つ大きいのが外来種対策で、これについてはマングース

対策を主に県と環境省が連携して取り組んでいて、だんだんと効果があらわれ始めてきているという状況です。もう一つは、やはり国立公園化というものが保護担保措置の一番大きな措置ですので、国立公園化に向けた取り組みというものが今環境省とも一緒に行っているところで、その中で重要なことは地域の方たちの公園制度に対する理解、もしくは遺産に対する理解というものを深めていくということだと思います。

○新垣清涼委員 平成26年度の重点な取り組みとして何かありますか。

○富永千尋自然保護課長 今、主に環境省を中心にして国立公園化に係る説明会を地元で行っております。これはいろいろな層に分けて行ってまして、例えば役場の職員、もしくはその村議会の議員、前は林業関係者に対しての説明も行っております。こういった説明は丁寧に行っていきながら一県も同席しながらやっておりますが、理解を深めていくということの一つを進めていくという点と、あともう一つ、これは少し早いかもしれませんが、遺産登録されますとたくさんのお客さんがいらっしゃることが各地で発生してしまっていて、これが逆に遺産にマイナスの効果を与えないようにそういった調査を平成26年度から始めようと考えております。

○新垣清涼委員 今おっしゃっていたことはとても大事なことだと思います。登録して遺産として保護しようとしているのに、余りにもたくさんの観光客が来て踏み荒らすということがあってはいけないと思います。沖縄県の斎場御嶽などは本当に石積みか泥で埋まっています壊れている状態がありましたので、やはりそういうことは大事だと思います。ぜひ、そういう取り組みをしてください。

次に、32ページ、陳情第30号ですが、先ほど説明を聞いたら応急処置なのだから移転は本来あるべきではないということだったのですが、残念ながら福島ではまだ住民が戻れるような状況ではないところがあるのです。やはり、ここは陳情者側からすると国に対しても意見書といいますか、県からも国民が避難している関係県のほうから意見書を出してほしいということもあるので、そこら辺も少し検討していただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○當間秀史環境生活部長 国においては法律の主催者であるということで原則的な運用を今行っておりますけれども、ただ県におきましては先ほども処理方針の中で述べましたように、住みかえに関する運用方針をつくって、より柔

軟な対応をしていこうと考えております。せっかく沖縄県まで避難してきておりますので、多少これについては関係県であります福島県とか、そういったところと協議をして陳情者を初めとするそういった方々の事情をよく勘案して柔軟に対応していきたいと考えております。

○新垣清涼委員 相談件数とか、そしてその相談の結果移転を認めたケースはありますか。

○渡真利雅男県民生活課長 具体的に個別の事案を相談表という形でもっているわけではありませんが、やはり一昨年二、三件だったものが、去年は七、八件。ことしまた陳情者の方4名でいらっしゃいましたので、やはり年々ふえてきているのだらうなというふうに思います。これまでに我々もいろいろ紹介をしたりしたのですが、厚生労働省の基本的な原則があったものですから、基本的には移転はできませんよというお話をしてきて、これまで移転を認めた事例は1件もございません。

○新垣清涼委員 やはり避難してきたけれども、緊急ですから場所を選ぶということはできないわけですよ。ところが住んでみるといろいろ一先ほど環境生活部長が説明されてた健康の問題があったり、病院の問題があったり、いろいろありますよね。やはり、そこら辺は手助けをするという意味でこれはやっているはずなのですよ。国もそれを認めているはずなのです。だから、それが助けを求めている人が使いにくいようなものではこれは趣旨に合わないわけです。そこはぜひそういう改善要求をするなり、あるいは県で環境生活部長が先ほど答弁されていたように柔軟な対応をぜひとっていただきたいと思うのですが、環境生活部長、決意をお願いします。

○當間秀史環境生活部長 既にこれに関しては、住みかえに関する運用方針もほぼ原案はできておりますので、今後これを可及的速やかに避難されてきた方々にはアナウンスをしたいと考えております。

○新垣清涼委員 27ページ、設置予定の基地環境特別対策室に関する陳情なのですが、これまで基地のいろいろな事件事故についてなかなか中に立ち入りできなかった。そして、去年の8月5日に宜野座村にHH60が墜落しました。この間、県は調査に入っていると思うのですが、皆さんが申請をしてから実際現地に入って土壌調査とかいろいろ本格的な調査ができたまでの期間はどのぐら

いかかったのか。そして、その調査結果はいつ出ますか。

○**當間秀史環境生活部長** HH60が墜落したのが平成25年8月5日。その後に周辺のダムの水質調査等はしましたけれども、肝心の墜落地点での調査が平成26年3月17日です。ですから、7カ月程度かかっているという状況です。それと調査結果ですけれども、今分析をしておりますして一月ぐらいはかかる見込みであります。

○**新垣清涼委員** 調査されたときに現場としては、墜落箇所がそのときの状態におかれていたのかどうか、あるいは米軍が既に土壌については掘削といえますか、掘って持っていった状態だったのか。そこら辺もあると思います。ですから、やはり早目に調査に入ることが大事だと思います。それはどういう状況だったのでしょうか。

○**當間秀史環境生活部長** 職員からの報告によりますと、当該地は既に元の土は除去されておまして、除去された後の土の状況であったと聞いております。

○**新垣清涼委員** それを皆さんは適当な箇所から土壌などを採取しているということですよ。だから、やはり米軍関係についてはこれまでなかなか調査が入れなかった、そして入れたとしても今回のように半年以上かかってしか入れない。今回の室の設置は、そういう意味では非常に重要な役割だと思います。国に対しても、米軍に対しても、県民を安心させるために調査をさせてくれと、抗議するためではなくて、安心させるために調査をさせてくれということで、ぜひ精力的に取り組んでいただきたいなと思います。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** この陳情とのかかわりになるのかなと思うのですが、陳情平成24年第76号、先ほどの処理方針で追加が出たということで処理方針を変えられました。いよいよ瓦れきの広域処理も結びに入ってきたのかなと思って喜んでおります。その中で、1都1府16県91件において実施済みということでありましたけれども、当然これは沖縄県はその中には入っていないわけですね。

○**當間秀史環境生活部長** 沖縄県は入っておりません。

○浦崎唯昭委員 最近のニュースで見させていただいて詳しくは読んでいなかったのですが、沖縄の産業廃棄物が一PCBを中心としたものだったのかなと思うのですが、これが福島県に運ばれたというニュースを見ました。この経緯について知っているのであれば教えていただけませんか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今委員のほうからおっしゃっていただいたPCBの廃棄物につきましては、恩納村に保管されておりましたPCB、低濃度のPCB汚泥だと考えておりますが、このPCB汚泥につきましては平成8年、平成14年に恩納分屯基地であるとか、あるいはその航空自衛隊から見つかったものが恩納分屯基地のほうに保管されておまして、ドラム缶にしまして約1794本、重量にしまして約320トンが保管されている状況にありました。そして、この低濃度のPCBにつきましては、昨年11月から福島県いわき市のほうに搬出が始まっておまして、平成25年の11月からことしの3月中旬までに全て搬送が完了しております。

○浦崎唯昭委員 そういうものを搬送するというは大変いいことではあるのですが、福島県では沖縄県のPCBが基地の関連で来るということに対する県との調整もあったのでしょうか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 県としましても、やはりこれだけの量と期間がかかりますので、福島県のいわき市のほうには事前に調整をしましてきちんと事業所のほうで処理できるのか等についても県のほうで確認しております。

○浦崎唯昭委員 まさにこういう廃棄物の広域処理とか、基地の関連に対して、私たちも知らない間に新聞、ニュースでたしか終わったというようなことを聞いて、私はこういうふうに福島県が受け入れたことに対して非常に感謝します。ありがたいことです。どこも受け入れてくれないものを沖縄県の産業廃棄物として広域処理をしていただいたということで喜ぶわけです。そういうこととあわせて、沖縄県の廃棄物に対するいろいろなことがありますけれども、知事は先ほどの61万トンの処理の中で、できる範囲で協力をしていきたいという本会議での答弁もありました。その辺を含めまして福島県に対する一皆さん方あれだけの災害に遭って大変なところだと思うのですが、受け入れたことに対する感想があれば教えてください。

○**當間秀史環境生活部長** どうしても廃棄物というものは我々環境生活部が日ごろ業務をしている中で、地域の住民とか、県民もそうですが、余りいい印象は持たれていないものであります。そういった意味で、今回沖縄県のP C B、これは米軍施設から出たとはいえ沖縄県から大災害のあった福島県へ搬出される、それを受け入れていただいたということは本当にありがたい気持ちで我々はおります。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** 20ページ、陳情平成25年第50号の4、離島の水道の広域化の件で。これは予算の審査でも聞きましたので詳しくは聞きませんが、その広域化を仕上げて離島の水道料金を沖縄本島の水道料金と大体同じぐらいにする、その目標を何年とおっしゃっていましたか。

○**當間秀史環境生活部長** 全体的に完成は10年はかかると。要するに、離島にしましても南部周辺離島もございませし、それから伊平屋・伊是名等々も見据えたと最低でも10年はかかるということとございませ。

○**新垣安弘委員** この事業は平成22年度ぐらいから検討は始めてきているわけですね。それで今、例えば沖縄振興一括交付金を使って交通の面とかいろいろな面で離島の定住条件を上げようということで格差を是正してきているわけです。今、例えば大東島の水道料金でしたら沖縄本島の2倍以上するとか、そういう状況があります。そういう状況があって県もずっと検討してきた。そして、その陳情、要請も出ていると。それをあとどれぐらいかかりますかという話になって、10年というような数字になってしまうと、これは本当にそれでいいのかという感覚はします。予算審査のときに地元からもっと早くしてくれとか、そういう声はないですかとお聞きしたら特にそういうものはないという話ではありましたが、これは企業局もかかわってやることですね。この間企業局にも聞いたら、それは経営的な観点からも沖縄本島の水道料金が1円ぐらい上がるとかそういうことはあるかもしれないというような話はしていましたが、これは各地域が持っているいろいろな水道の施設、それを企業局は資産として受け入れますし、あるいは遠隔的な対応もしていく。そういうこともやるのだけれども、いつまでにと話になってあと10年は見ないといけませんということではないと思います。それはどうですか。

○**當間秀史環境生活部長** 机上の計画では確かに10年というものがございます。ただ、今おっしゃるような趣旨を踏まえますと、我々としてもこれを前倒ししたいという気持ちは持っていますので、今後前倒しについては当然検討していくということを考えております。

○**新垣安弘委員** 恐らく企業局もそんなにかかるとは見ていないと思います。企業局の感覚でしたら5年ぐらいと見ているかもしれないです。そこはもう少し企業局とも相談を詰めながら、いつまでという話になって10年という数字が出てくるような感覚ではなくて、やはり5年ぐらいで仕上げるとかそれぐらいの姿勢は必要かなと思います。命の糧の水道、水の料金です。それ以外の分野のことも結構やっているわけですから。しかも、前から検討を始めてきているいろいろなやり方においてもそんなに時間がかかることでもないと思います。そこはもう少し早期実現に向けて取り組みますとは書いてありますが、10年は取り消すぐらいの気持ちで5年ぐらいでやりますとか、私はこの間の話でも企業局はもっと早目にできるという感覚は持っていると思います。そこは企業局と皆さん方との連携の作業で本当に同じ気持ちで一緒に進めていこうというところがなされているのかなという疑問を持ちました。そういうことからぜひ10年ではなくて、もっと早目にやりますというふうに姿勢だけでも示していただけませんか。

○**當間秀史環境生活部長** 確かに、10年というスパンはかなり長いとは思いますが、ただ、いろいろな工夫を用いればある程度短縮することは可能だと思いますので、これは企業局ともよく調整をして可能な限り期間を10年と言わずに短くしていきたいと考えております。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○**具志堅透委員** 新規の32ページ、陳情第30号。これまでの質疑等々、また皆さんの処理概要を見て大体理解はできているのですが、ぜひとも住みかえが可能になるように私も願っておりますので頑張ってくださいと。ただ1点確認させていただきたいのは、その陳情要旨の理由といたしますか、電磁波を大きな理由として挙げています。その電磁波の体に対する影響的なもの、ここできうと実際沖縄電力株式会社にはかつてもらったところ10ミリガウス前後あった

と。アメリカでは2ミリガウス程度が云々と書いてあるのですが、その辺のことはどう判断していますか。

○渡真利雅男県民生活課長 電磁波の件は、この陳情があつて我々も初めて認識したのですが、ただその電磁波と健康被害との間の相互原因関係が果たして明瞭なのかどうかという、県も今持ち合わせておりません。このところは沖縄電力株式会社などは結構鉄塔をつくったりしていますので、どうなのだろうかということは少し勉強をしながら認識を深めていきたいと思っております。

○具志堅透委員 私も電磁波というものは、何となくその電磁波が強ければ影響があるのだろうな程度にしか思っていないのですが、そこでこうやって出てくると真剣に調査研究が必要だと思っておりますので、所管する部局ではしっかりとこの部分ははっきりさせていただきたいと、ある程度の見識を持っていただきたいと思ひます。今回、その処理概要を見て長期化する云々ということでもありますので、ぜひともそういうふうになめていただきたいと思ひます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境生活部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○中川京貴委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序及び方法などについて協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

これより、乙第32号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第32号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○中川京貴委員長 挙手多数であります。

よって、乙第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第33号議案沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第33号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○中川京貴委員長 挙手多数であります。

よって、乙第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第30号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例を採決いた

します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案、乙第48号議案、乙第49号議案、乙第50号議案及び乙第51号議案の議案7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案、乙第48号議案、乙第49号議案、乙第50号議案及び乙第51号議案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、ただいま採択されました陳情第30号に係る意見書を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出等について協議した結果、意見書を提出すること、提案者は本委員会の全委員とし本委員会に所属していないそうぞう、沖縄社会大衆党及び無所属の議員にも呼びかけること、提案理由説明者は委員長とすること、要請方法は文書送付とすること及び本意見書の趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任することについて意見の一致を見た。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

議員提出議案としての「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める意見書」の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情51件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 中川京貴